

神石高原町 一般廃棄物処理基本計画



～神石高原四仙人衆～



こんにやく仙人



神石牛仙人



トマト仙人



ピーナネ仙人

令和2(2020)年3月

神石高原町

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画対象廃棄物	2
4 計画期間	2
5 基本理念	3
第 2 章 神石高原町の概要	4
1 地勢	4
2 人口及び世帯数等	5
3 産業構造	6
第 3 章 ごみ処理基本計画	7
1 ごみ収集・処理・処分の概要	7
2 ごみ排出・処理等の現状	12
3 ごみ排出量等の将来推計	20
4 ごみ処理に係る評価	23
5 ごみ処理に係る課題	26
6 ごみ処理の数値目標と取組	28
第 4 章 生活排水処理基本計画	54
1 生活排水収集・処理の概要	54
2 生活排水処理の現状	56
3 生活排水処理の将来推計	59
4 生活排水処理に係る評価	61
5 生活排水処理の課題	62
6 生活排水処理の数値目標と取組	63
第 5 章 計画の進捗管理	72
1 PDCA サイクル	72
2 ごみ処理に係る補足指標	73
用語説明	74



第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

我が国においては、平成 30（2018）年 4 月に「第 5 次環境基本計画」、同年 6 月には「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「国の循環基本計画」という。）を閣議決定し、環境に関する国際的合意である持続可能な開発目標（SDGs）並びに、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることを掲げている。

神石高原町（以下、「本町」という。）では、平成 23（2011）年 3 月に廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき「神石高原町一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」という。）」を策定し、一般廃棄物の減量化及び資源化や適正処理を推進してきた。

一方、本町では、令和 6（2024）年度より開始する福山市次期ごみ処理施設との広域的なごみ処理や、稼働から 40 年が経過した神石高原町し尿処理施設のあり方等、環境の変化や国の動向を見据えた様々な検討を実施する転換期を迎えている。

以上のことから、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28（2016）年 9 月、環境省）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成 2（1990）年 10 月、環境省）」に基づき、前計画の評価及び必要な見直しを行い、今後の一般廃棄物の減量化及び資源化や適正処理について、総合的かつ長期的な基本方針を定めた新たな「神石高原町一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図 1-2-1 に示すとおりであり、国の法律・計画及び広島県の「廃棄物処理計画」、本町の上位計画等との整合が図られたものとする。

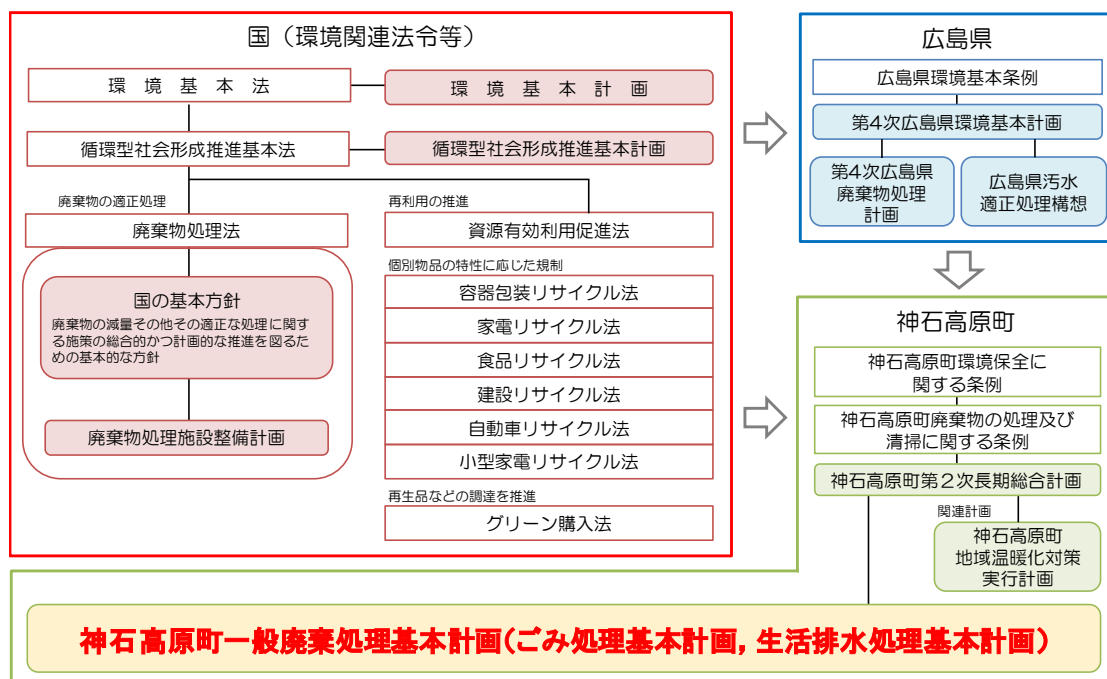


図 1-2-1 本計画の位置付け

3 計画対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、図 1-3-1 に示すとおりであり、本町内から発生する一般廃棄物（ごみ（固形状のもの）及び生活排水（液状のもの））を対象とする。

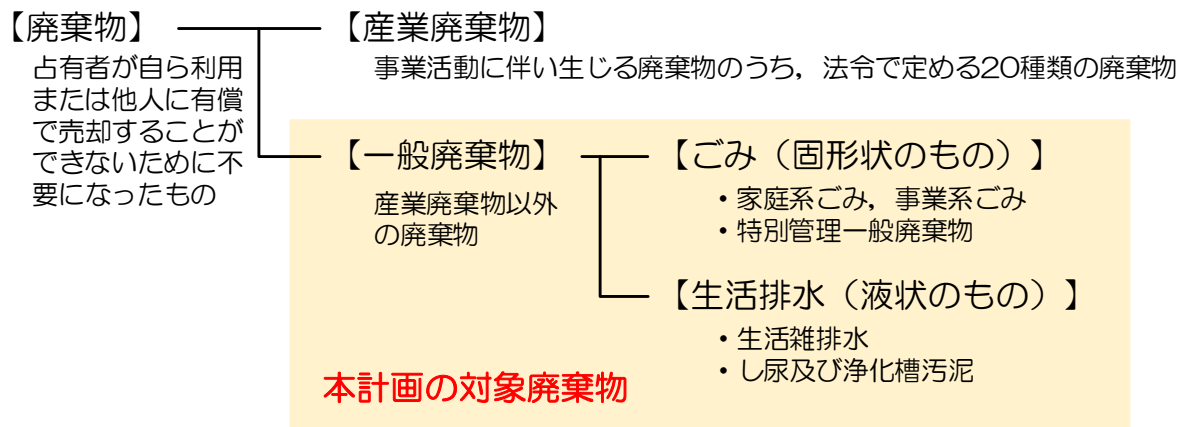


図 1-3-1 計画対象廃棄物

4 計画期間

本計画における計画期間は、表 1-4-1 に示すとおり 10 年間とし、計画の見直しを行えるよう中間目標年度を定める。中間目標年度は、令和 6（2024）年度より福山市次期ごみ処理施設との広域的なごみ処理が開始することをふまえ、令和 7（2025）年度とする。

なお、国における廃棄物行政の動向や本町における社会経済情勢の変化等により、本計画の前提となる諸条件に大きな変化が生じた場合は、その際に適宜見直しを行う。

表 1-4-1 計画目標期間

平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	～	令和 7 (2025) 年度	～	令和 11 (2029) 年度	
	←————→		開始	————→		中間 目標	————→	目標
基 準 年 度	計 画 策 定 期 間		計画期間：令和 2（2020）年度～令和 11（2029）年度					
			計 画 開 始 年 度		中 間 目 標 年 度		計 画 目 標 年 度	

5 基本理念

本計画では、住民・事業者・行政などの主体間で共通する合言葉として基本理念を定める。本計画の基本理念の考え方は、図 1-5-1 に示すとおりである。

平成 29（2017）年 3 月に策定した本計画の上位計画である「神石高原町第 2 次長期総合計画（以下、「神石高原町総合計画」という。）」では、本町の将来像として「人と自然が輝く高原のまち」を掲げるとともに、具現化のための 5 つの基本指針が示されており、ごみ処理及び生活排水処理に関連するものとして「高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり」が挙げられる。

本計画においては、神石高原町総合計画の考え方を継承していくものとし、「高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり」を基本理念として定める。

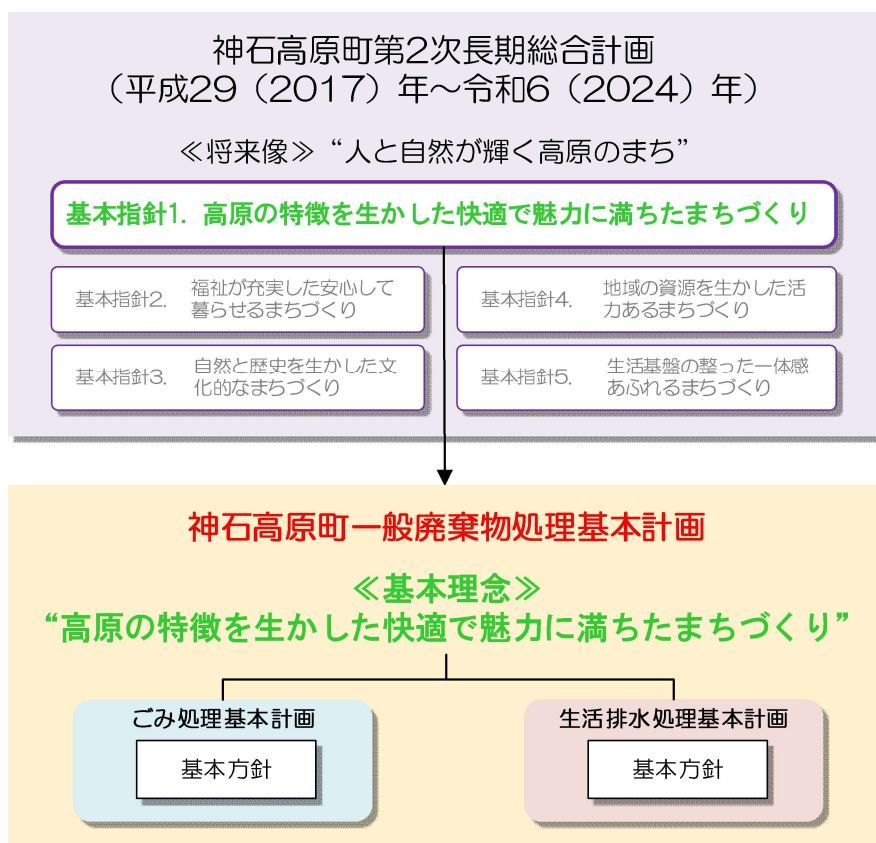


図 1-5-1 基本理念の設定の考え方



第2章 神石高原町の概要

1 地勢

本町の位置は、図 2-1-1 に示すとおりである。

地勢は、広島県の東部に位置しており、北は庄原市、南は福山市、東は岡山県高梁市、西は府中市と接している。本町の中央部からやや東側に、岡山県新見市と福山市を結ぶ国道 182 号が縦断し、中国自動車道及び山陽自動車道へアクセスしており、福山市までの距離は約 30km（本庁舎）～50km（神石支所）となっている。

また、中国山地が広島県東部に南に張り出した高原地形の中に位置しており、標高は 400～500m となっている。主要な山岳は、北部に太行山、須子山、猪辻山、中央部に星居山、龍王山、竜王山、権現山、東部に日野山、米見山、仙養山などとなっている。

水系は、帝釈川、成羽川など大半が一級河川高梁川水系に属し、三和地区南部の一部が同芦田川水系に、神石支所管内西部の一部が同江の川水系に属している。

本町の面積は 381.98 km² であり、全県面積の約 4.5% を占めている。



図 2-1-1 神石高原町の位置図

出典：「神石高原町第2次長期総合計画」（平成 29（2017）年 3 月） 他

2 人口及び世帯数等

本町の人口及び世帯数等の推移は、図 2-2-1 に示すとおりである。

総人口は減少傾向にあり、直近5年間では、平成 25（2013）年度の 10,273 人から、平成 29（2017）年度には 9,369 人まで減少している。

世帯は、総人口と同様に減少傾向にあり、平成 25（2013）年度の 4,139 世帯から、平成 29（2017）年度には 3,997 世帯まで減少している。

一方、高齢化率¹⁾は、微増傾向にあり、平成 25（2013）年度の 43.7%から、平成 29（2017）年度には 46.3%まで増加している。

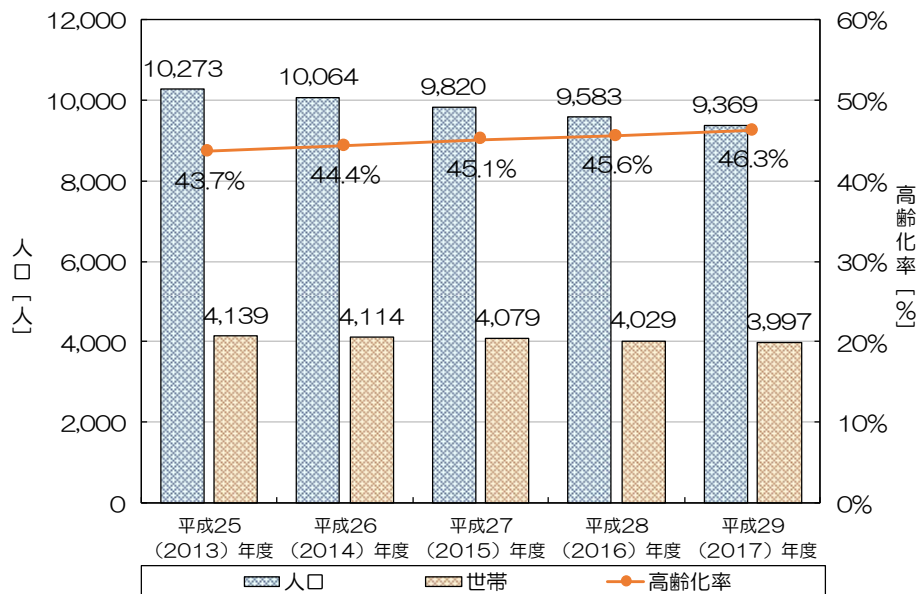


図 2-2-1 人口及び世帯数等の推移（各年度 10 月 1 日現在）

出典：神石高原町人口推計表

1) 高齢化率は、本町の全人口のうち 65 歳以上の人口が占める割合のことを指す。

3 産業構造

本町の産業構造は、表 2-3-1 に示すとおりである。

平成 26（2014）年においては、第 3 次産業が全体の約 60%となっており、特に卸売・小売業や医療、福祉の割合が高くなっている。

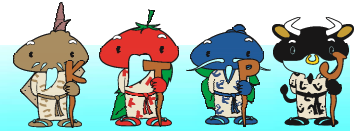
表 2-3-1 産業構造

	平成 21（2009）年		平成 26（2014）年	
	就業者数 [人]	構成比 [%]	就業者数 [人]	構成比 [%]
第 1 次産業計	658	15.9	294	8.5
農林業	658	15.9	294	8.5
漁業	-	-	-	-
第 2 次産業計	1,148	27.7	1,008	29.0
鉱業，砕石業，砂利採取業	12	0.3	0	0.0
建設業	422	10.2	337	9.7
製造業	714	17.2	671	19.3
第 3 次産業計	2,337	56.4	2,168	62.5
電気・ガス熱供給水道業	-	-	-	-
情報通信業	-	-	4	0.1
運輸業，郵便業	165	4.0	110	3.2
卸売・小売業	590	14.2	469	13.5
金融・保険業	41	1.0	26	0.7
不動産業，物品貸借業	11	0.3	0	0.0
学術研究，専門・技術サービス業	23	0.6	21	0.6
宿泊業，飲食店サービス業	207	5.0	173	5.0
生活関連サービス業，娯楽業	67	1.6	71	2.0
教育，学習支援業	208	5.0	191	5.5
医療，福祉	555	13.4	566	16.3
複合サービス事業	106	2.6	91	2.6
サービス業	172	4.2	271	7.8
公務	192	4.6	175	5.0
合計	4,143	100.0	3,470	100.0

※「-」は、該当数字がないものを指す。

出典：「経済センサス」（平成 21（2009）年，平成 26（2014）年）

第3章 ごみ処理基本計画



1 ごみ収集・処理・処分の概要

1.1 ごみ処理の流れ

本町のごみ処理の流れは、以下及び図 3-1-1 に示すとおりである。

【燃やしてよいごみ】

燃やしてよいごみと不燃物及び粗大ごみの選別残渣は、ごみ固形燃料化施設で処理し、ごみ固形燃料（以下、「RDF」という。）は福山リサイクル発電所で燃料として有効利用、処理残渣はグリーンセンター陽光で最終処分している。また、福山リサイクル発電所で排出される飛灰は、広島県環境保全公社の箕島処分場で最終処分している。

【不燃物】

不燃物は、ストックヤードにて手作業で破袋及び選別後、選別残渣はごみ固形燃料化施設で処理、金属類は民間施設で資源化、容器や包装以外のプラスチックは民間施設で焼却処理、陶磁器・ガラス等は新ビン破砕機で破砕後、グリーンセンター陽光で最終処分している。

天ぷら油は、場内のストーブの燃料として使用している。

【粗大ごみ】

粗大ごみは、ストックヤードで手選別後、可燃性粗大ごみ（破砕対象）は粗大ごみ破砕機で破砕後、可燃性粗大ごみ（破砕対象外）及び布団等は破砕せずに民間施設で焼却処理している。また、小型家電、金属類、毛布、布類等は、民間施設で資源化している。

【有害ごみ】

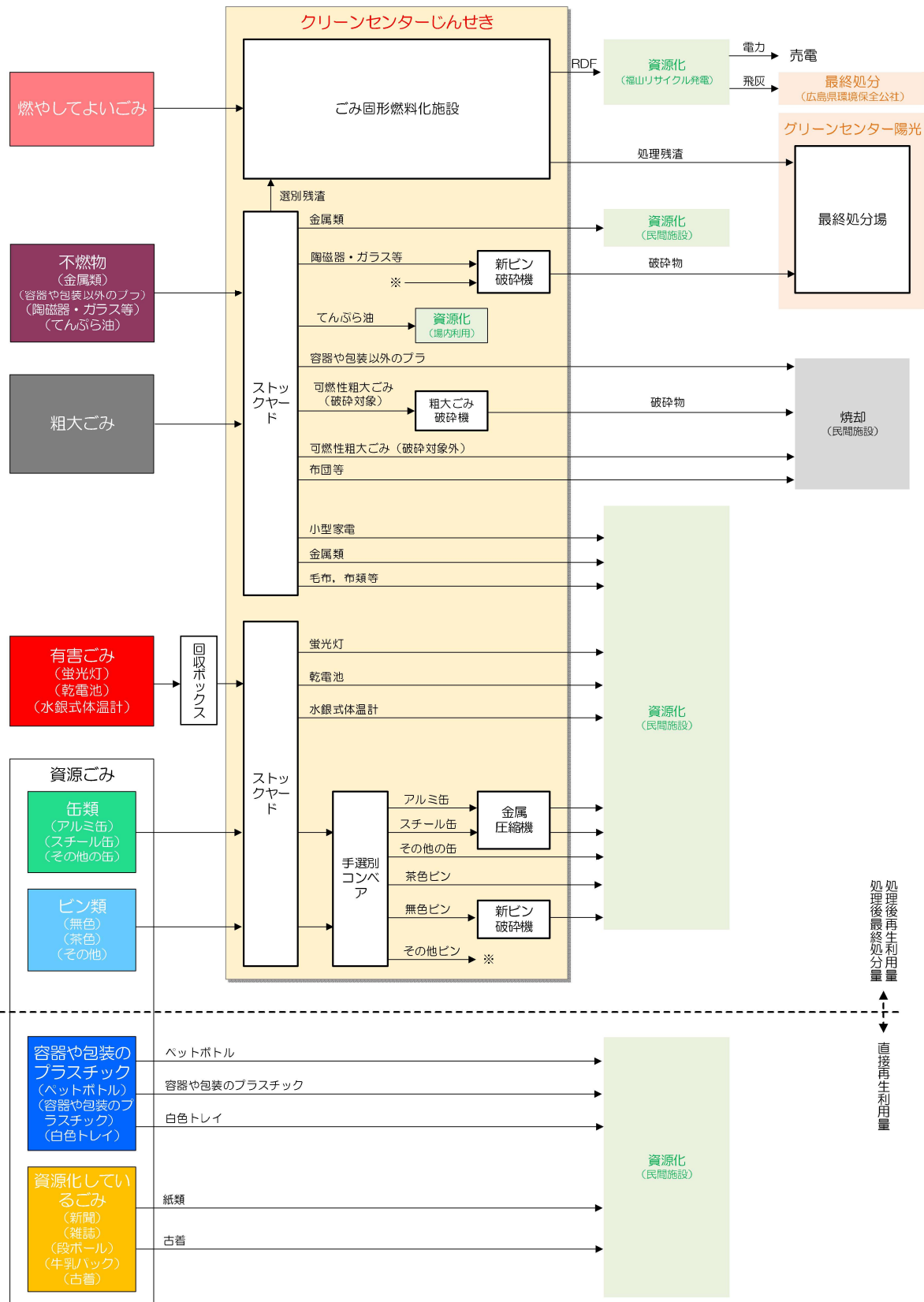
有害ごみは、役場（本庁舎及び各支所）に設置している回収ボックスで回収し、グリーンセンターじんせきのストックヤードで保管後、民間施設で資源化している。

【資源ごみ】

缶類は、手選別コンベアにて手作業で破袋及び選別後、アルミ缶とスチール缶は圧縮し、その他の缶は圧縮せずに民間施設で資源化している。

ビン類のうち、無色ビンは手選別コンベアにて手作業で破袋及び選別後、新ビン破砕機で破砕し、民間施設で資源化している。茶色ビンは手選別コンベアにて手作業で破袋及び選別後、民間施設で資源化している。その他ビンは、手選別コンベアにて手作業で破袋及び選別後、新ビン破砕機で破砕し、グリーンセンター陽光で最終処分している。

容器や包装のプラスチック及び資源化しているごみは、民間施設で資源化している。



注) 不燃物, 缶類, ビン類及び容器や包装のプラスチックは, カッコ内の品物別に指定袋で排出される。ただし, 容器や包装のプラスチックと白色トレイは同じ袋での排出も認めている。

図 3-1-1 ごみ処理の流れ (令和元 (2019) 年度現在)

1.2 ごみの分別区分及び収集運搬方法

ごみの分別区分及び収集運搬方法は、表 3-1-1 に示すとおりである。

ごみの分別区分は、燃やしてよいごみ、不燃物、粗大ごみ、有害ごみ、缶類、ビン類、容器や包装のプラスチック、資源化しているごみの 8 区分である。粗大ごみ、有害ごみ及び資源化しているごみを除き、収集方式はステーション方式、収集形態は指定袋、収集体制は委託である。

粗大ごみは、排出者がクリーンセンターじんせきに直接搬入することを基本としているが、直接搬入の困難な場合は申込みによる戸別収集を行っている。

有害ごみは、排出者がクリーンセンターじんせきに直接搬入するか、役場本庁舎及び各支所に設置している回収ボックスに投入することとしている。

資源化しているごみは、排出者が種類ごとにひもで十字に縛り、排出することとしている。

表 3-1-1 ごみの分別区分及び収集運搬方法（令和元（2019）年度現在）

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制	品目
燃やしてよいごみ	ステーション方式	週 2 回	指定袋	委託	生ごみ類、紙類、紙おむつ、布切れ、下着類、鉛筆、金属が付いていない履物・革製品、2cm 以下の木片
不燃物	ステーション方式	月 1 回	指定袋	委託	容器や包装以外のプラスチック、金属類、陶磁器・ガラス等、てんぷら油
粗大ごみ	直接搬入	週 3 回	バラ	直営	危険物、家具類、金属類、電気製品類、寝具類、大型プラスチック類
	戸別収集	随時			
有害ごみ	直接搬入、拠点回収	随時	バラ	直営	乾電池、蛍光灯、水銀式体温計
缶類	ステーション方式	月 1 回	指定袋	委託	アルミ缶、スチール缶、その他の缶
ビン類	ステーション方式	月 1 回	指定袋	委託	無色、茶色、その他
容器や包装のプラスチック	ステーション方式	週 1 回	指定袋	委託	ペットボトル、容器や包装のプラスチック、白色トレイ
資源化しているごみ	ステーション方式	月 1 回	—	委託	新聞、雑誌（チラシ・本・古紙等）、段ボール、紙パック、古着

1.3 ごみ処理施設

1.3.1 中間処理

本町は、中間処理施設としてクリーンセンターじんせきを整備している。その概要は表 3-1-2、位置は図 3-1-2 に示すとおりである。

クリーンセンターじんせきは、ごみ固形燃料化施設、金属圧縮機、ストックヤード、粗大ごみ破砕機及び新ビン破砕機で構成される。

ごみ固形燃料化施設は、福山リサイクル発電事業が令和 5（2023）年度末で終了することに合わせて、令和 6（2024）年 3 月末に休止する予定である。

表 3-1-2 中間処理施設の概要（令和元（2019）年度現在）

施設名	クリーンセンターじんせき
所在地	神石高原町階見 1254-1
設備構成等	①ごみ固形燃料化施設 : 平成 14（2002）年 11 月竣工 ②金属圧縮機 : 平成 18（2006）年 7 月竣工 ③ストックヤード : 平成 18（2006）年 7 月竣工 ④粗大ごみ破砕機 : 平成 22（2010）年 3 月竣工 ⑤新ビン破砕機 : 平成 31（2019）年 3 月竣工 ⑥ビン破砕機 : 平成 20（2008）年 3 月竣工（現在は休止） ※②～⑥は、ごみ固形燃料化施設に併設している建屋内に設けている。
処理対象物	①ごみ固形燃料化施設 : 燃やしてよいごみ、不燃物及び粗大ごみの選別残渣 ②金属圧縮機 : アルミ缶、スチール缶 ③粗大ごみ破砕機 : 可燃性粗大ごみ（破砕対象） ④新ビン破砕機 : 陶磁器・ガラス、その他ビン、無色ビン
能力等	①ごみ固形燃料化施設 : 11t/日（RDF 製造能力：5t/日） ②金属圧縮機 : 8t/日 ③ストックヤード保管能力 : 150m ² ④粗大ごみ破砕機 ・廃プラスチック類 : 0.4t/h ・木くず : 0.3t/h ・繊維くず : 0.3t/h ⑤新ビン破砕機 : 3t/h

1.3.2 最終処分場

本町は、最終処分場としてグリーンセンター陽光を整備している。その概要は、表 3-1-3、位置は図 3-1-2 に示すとおりである。

グリーンセンター陽光では、ごみ固形燃料化施設の処理残渣、陶磁器・ガラス等の破砕物及びその他ビンの破砕物を最終処分している。

平成 30（2018）年度までは、粗大ごみ破砕機の処理残渣を最終処分していたが、令和元（2019）年度以降は、民間施設で焼却処理をしている。

表 3-1-3 最終処分場の概要

施設名	グリーンセンター陽光
所在地	神石高原町有木 7170-2
竣工年月	平成 17（2005）年 3 月
形式	クローズドシステム
埋立面積	1,150m ²
埋立容量	7,600m ³
埋立対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ固形燃料化施設の処理残渣 ・陶磁器・ガラス等の破砕物 ・その他ビンの破砕物
残余容量	4,158m ³ （令和 2（2020）年 1 月 23 日時点）



図 3-1-2 ごみ処理施設の位置

2 ごみ排出・処理等の現状

2.1 ごみ総排出量

本町におけるごみ総排出量は、図 3-2-1 及び図 3-2-2 に示すとおりである。

家庭系ごみは減少しているものの、事業系ごみが増加しているため、ごみ総排出量は微増傾向で推移しており、平成 29 (2017) 年度では 1,630t/年 (家庭系ごみ：1,517t/年、事業系ごみ：113t/年) となっている。

また、住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量¹⁾ も増加傾向で推移しており、平成 29 (2017) 年度で 476.7 g/人・日となっているが、県内自治体の中では最も少ない。

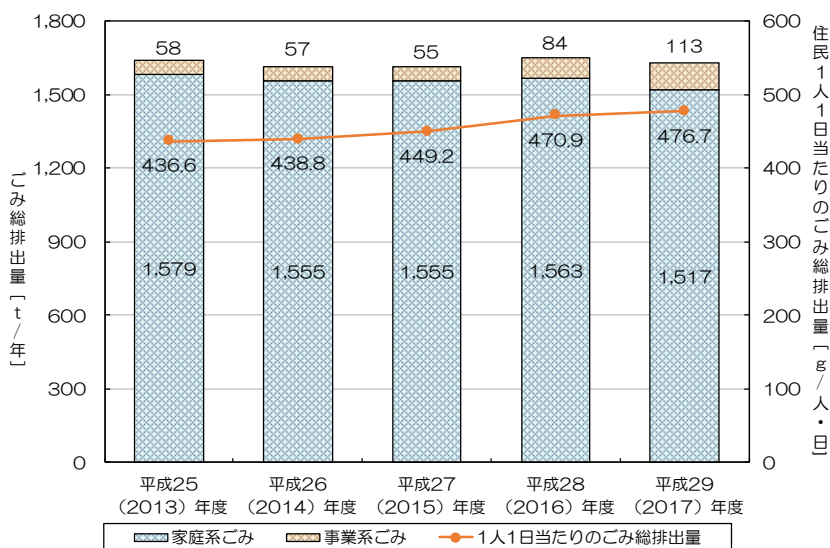


図 3-2-1 ごみ総排出量の推移 (排出源別)

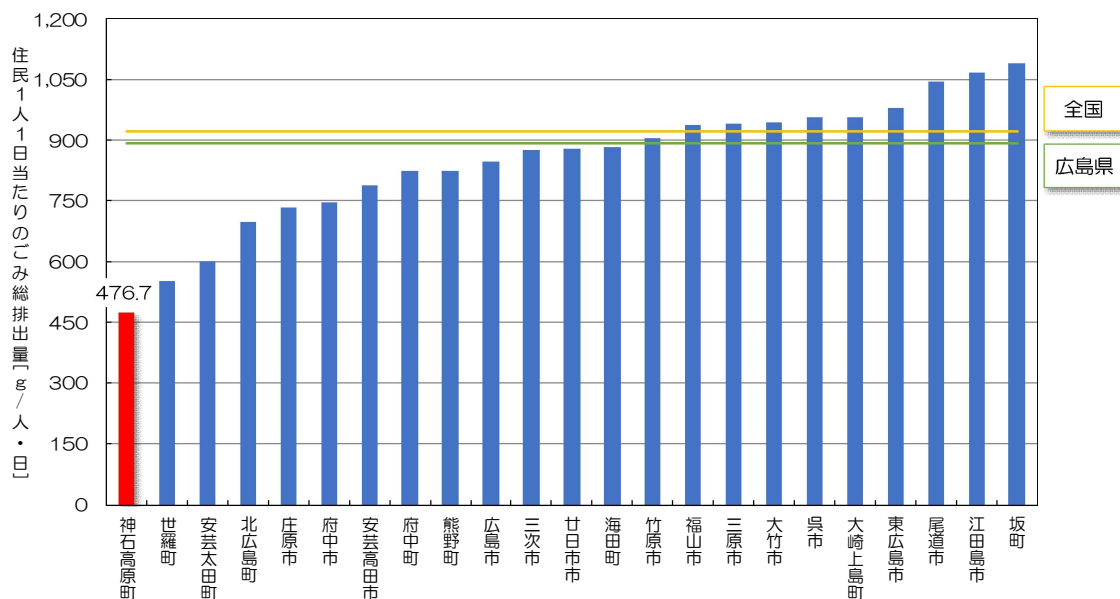


図 3-2-2 県内自治体との比較 (住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量)

出典：一般廃棄物処理実態調査 (平成 29 (2017) 年度)

1) 住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量 = ごみ総排出量 [t/年] × 10⁶ ÷ 総人口 [人] ÷ 365 [日]

2.2 家庭系ごみ排出量

本町における家庭系ごみ排出量は、図 3-2-3 及び図 3-2-4 に示すとおりである。

家庭系ごみの種類別の排出量は、すべての種類において減少傾向で推移しており、平成 29 (2017) 年度で 1,517t/年となっている。

また、平成 29 (2017) 年度の住民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量²⁾ は 443.7 g/人・日となっており、平成 28 (2016) 年度に比べると約 3g 減少しているが、平成 25 (2013) 年度に比べると約 22g 増加している。

なお、本町の住民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、県内自治体の中で 4 番目に少ない。

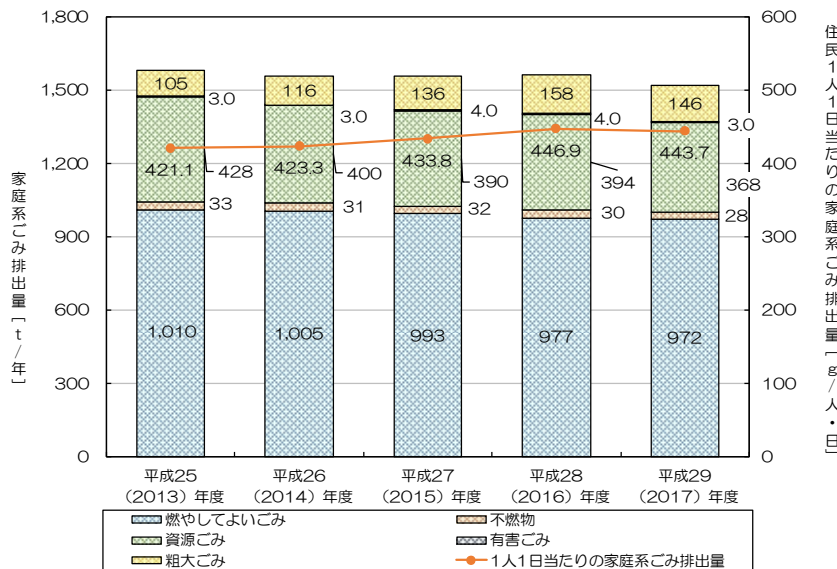


図 3-2-3 家庭系ごみ排出量の推移

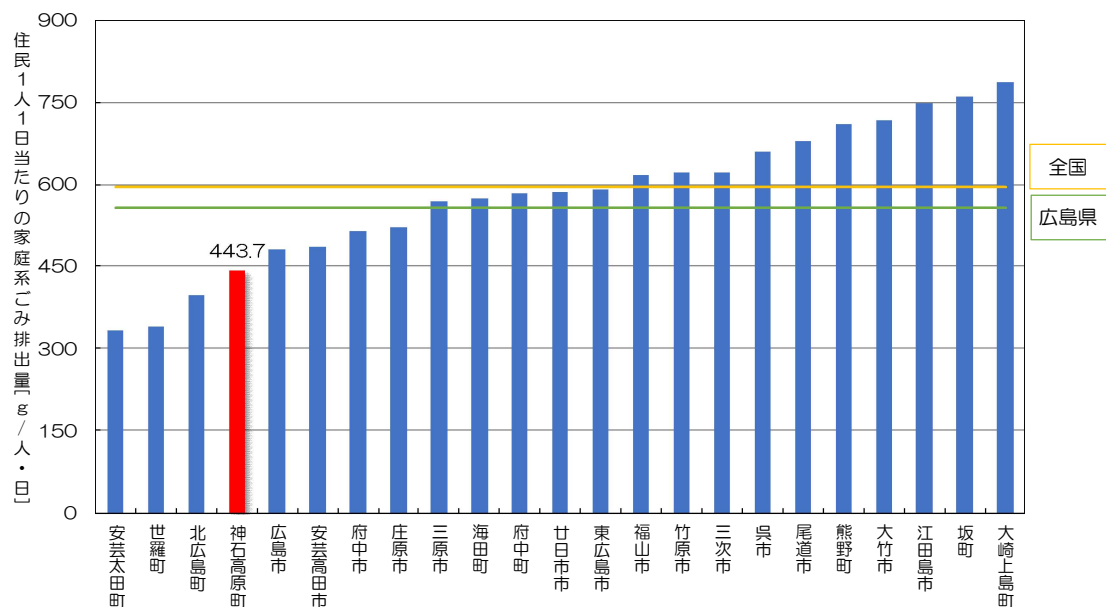


図 3-2-4 県内自治体との比較 (住民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量)

出典：一般廃棄物処理実態調査 (平成 29 (2017) 年度)

2) 住民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量 [t/年] × 10⁶ ÷ 総人口 [人] ÷ 365 [日]

2.3 事業系ごみ排出量

本町における事業系ごみ排出量は、図 3-2-5 に示すとおりである。

事業系ごみは、平成 28（2016）年度及び平成 29（2017）年度にそれぞれ前年度から約 30t 増加しており、平成 29（2017）年度で 113t/年となっている。これは、一時的に事業系一般廃棄物に産業廃棄物が混入したことが要因だが、適正処理について指導を行ったため、平成 30（2018）年度以降は大幅に減少する見込みである。

また、1 日当たりの事業系ごみ排出量³⁾ も排出量と同様に、平成 28（2016）年度以降増加しているが、平成 30（2018）年度以降は減少する見込みである。

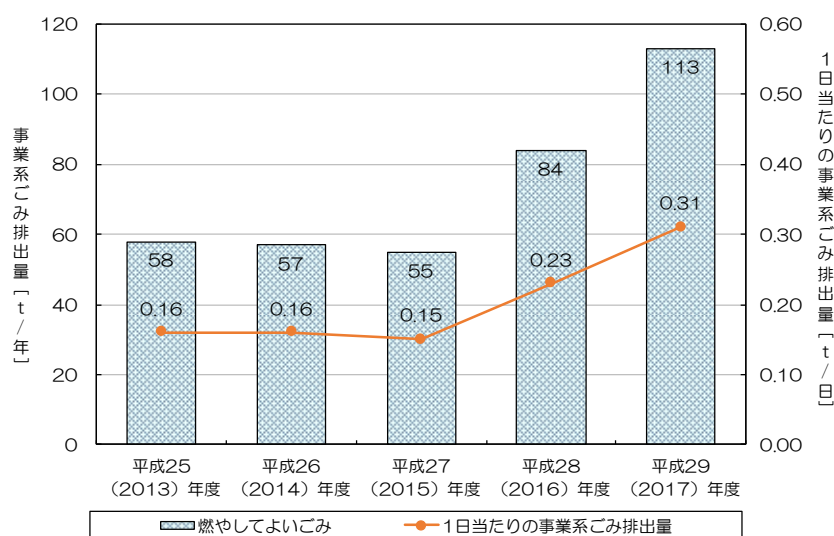


図 3-2-5 事業系ごみ排出量の推移

3) 1 日当たりの事業系ごみ排出量＝事業系ごみ排出量 [t/年] ÷ 365 [日]

2.4 資源化量とリサイクル率

本町における資源化量とリサイクル率は、図 3-2-6 及び図 3-2-7 に示すとおりである。

資源化量は、900t/年を前後しながら推移しており、平成 29（2017）年度で 870t/年となっている。

また、リサイクル率^{4）～5）}はほぼ横ばいで推移しており、平成 29（2017）年度で RDF を含む場合は 53.4%，RDF を除く場合は 24.7%となっている。

なお、本町のリサイクル率（RDF 含む）は、県内自治体の中で 4 番目に高い。

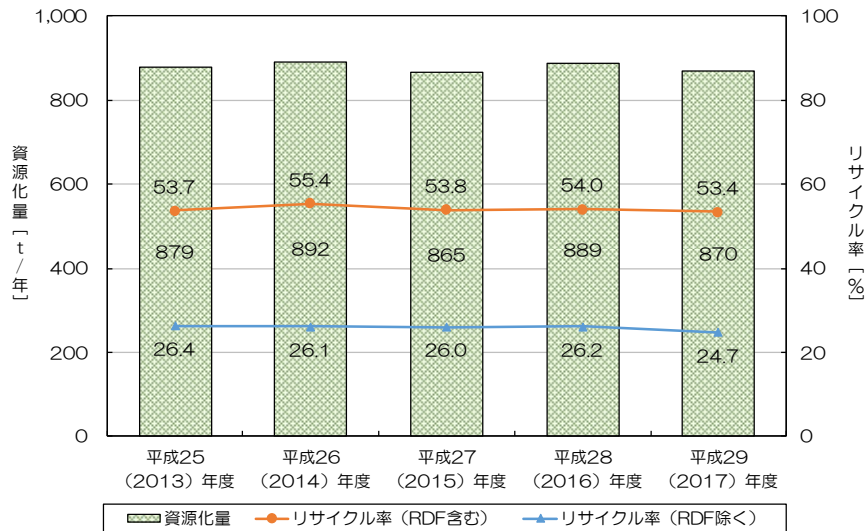


図 3-2-6 資源化量とリサイクル率の推移

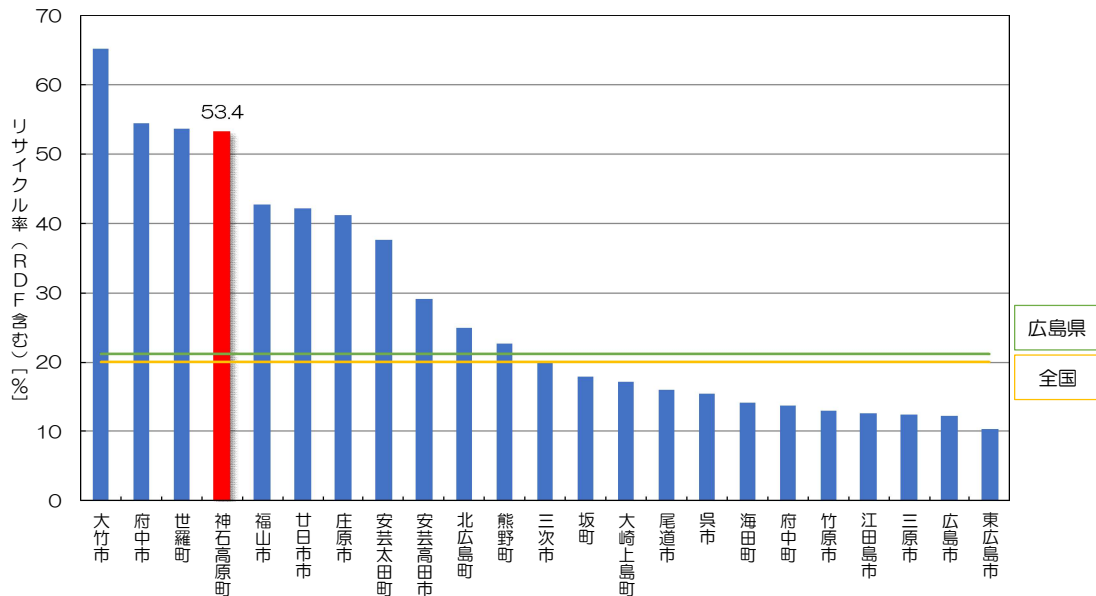


図 3-2-7 県内自治体との比較（リサイクル率（RDF 含む））

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 29（2017）年度）

4) リサイクル率 (RDF 含む) = 資源化量 [t/年] ÷ ごみ総排出量 [t/年] × 100

5) リサイクル率 (RDF 除く) = (資源化量 [t/年] - RDF 化量) ÷ ごみ総排出量 [t/年] × 100

2.5 最終処分量及び最終処分率

本町における最終処分量及び最終処分率は、図 3-2-8 及び図 3-2-9 に示すとおりである。

最終処分量は、平成 29（2017）年度において 179t/年となっており、平成 28（2016）年度に比べると 15t 減少しているが、平成 25（2013）年度に比べると 12t 増加している。

また、最終処分率⁶⁾も最終処分量と同様の傾向であり、平成 29（2017）年度で 11.0%となっている。ただし、令和元（2019）年度以降は、粗大ごみ破砕機の処理残渣を民間施設で焼却処理するため、最終処分量及び最終処分率は減少する見込みである。

なお、本町の最終処分率は、県内自治体の中で 13 番目に高い。

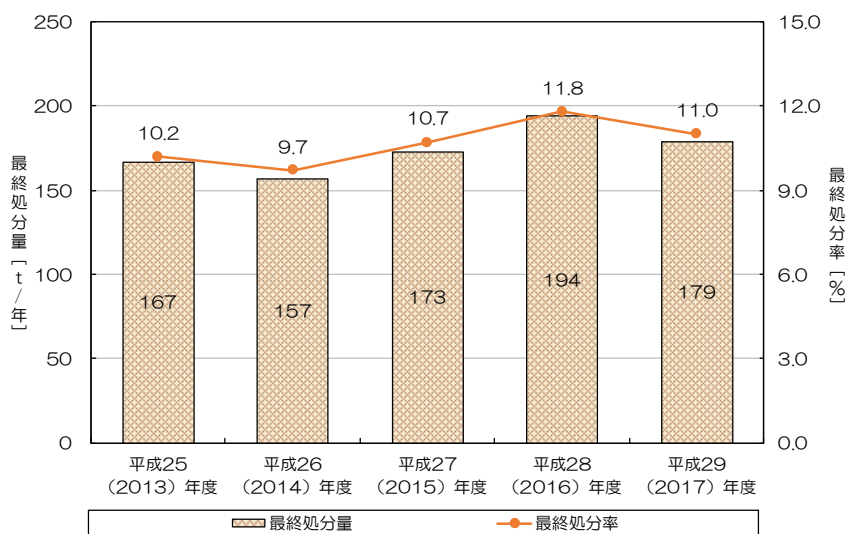


図 3-2-8 最終処分量及び最終処分率の推移

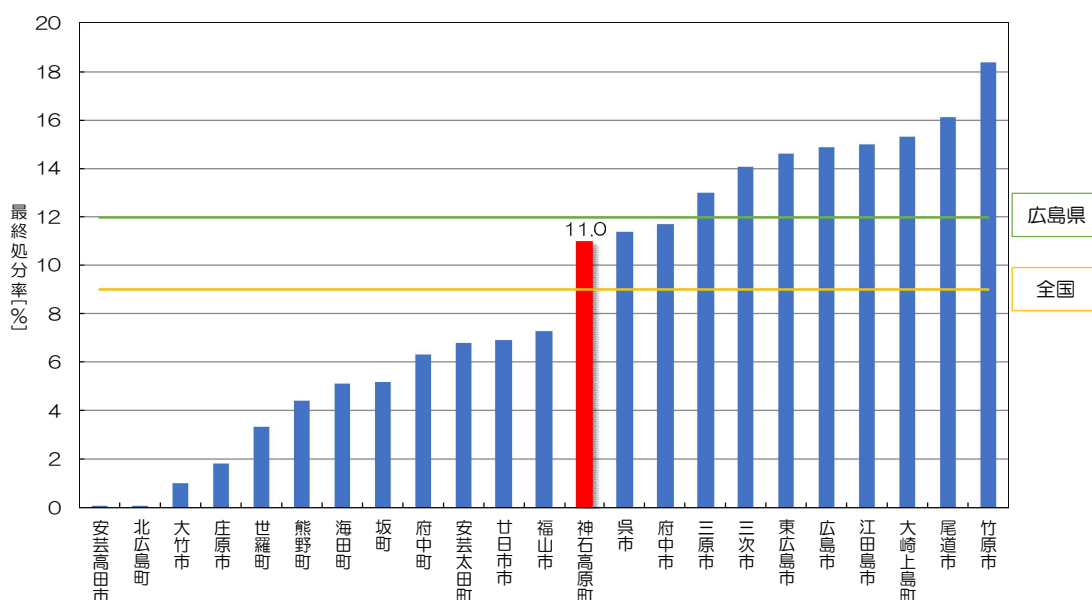


図 3-2-9 県内自治体との比較（最終処分率）

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 29（2017）年度）

6) 最終処分率 = 最終処分量 [t/年] ÷ ごみ総排出量 [t/年] × 100

2.6 ごみ処理経費

本町におけるごみ処理経費は、図 3-2-10 及び図 3-2-11 に示すとおりである。

ごみ処理経費は、約 2 億円/年を前後しながら推移し、平成 29 (2017) 年度には約 1.7 億円となっている。

1t 当たりの処理経費⁷⁾ は、約 13 万円/年を前後しながら推移し、平成 29 (2017) 年度には約 10.7 万円となっている。

なお、本町の 1t 当たりのごみ処理費は、県内自治体の中で最も高い。

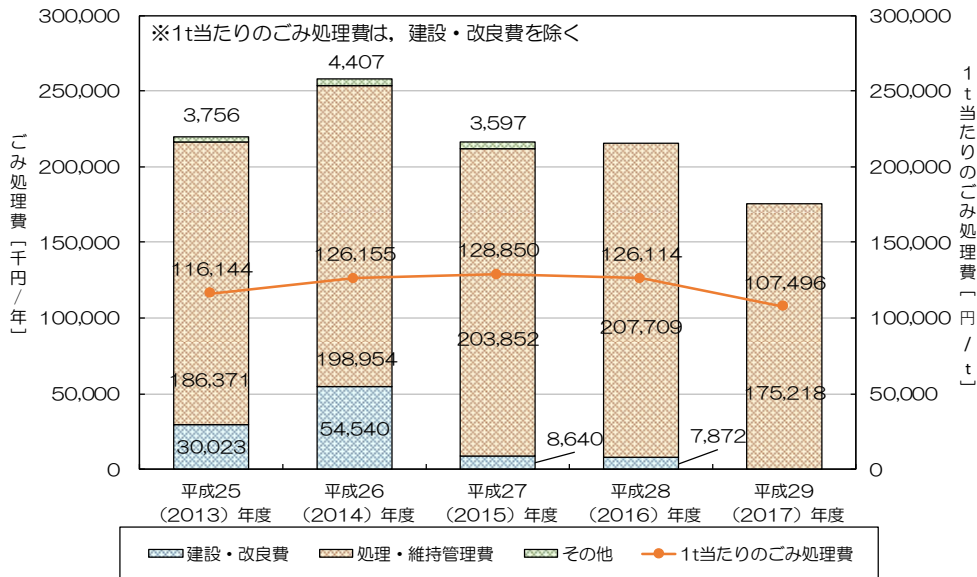


図 3-2-10 ごみ処理費の推移

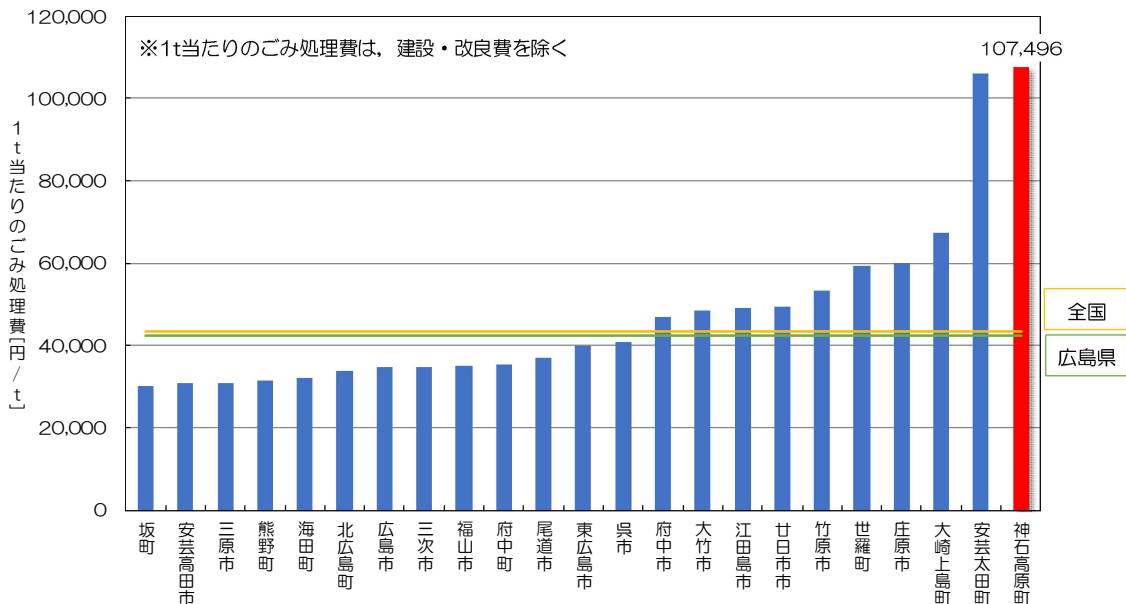


図 3-2-11 県内自治体との比較 (1t 当たりのごみ処理費)

出典：一般廃棄物処理実態調査 (平成 29 (2017) 年度)

7) 1t 当たりのごみ処理費 = (ごみ処理費 - 建設・改良費) ÷ ごみ総排出量 [t/年]

2.7 住民の意識調査

本計画の策定に向け、表 3-2-1 に示すとおり住民の意識調査を実施した。本町のごみ処理の満足度及び重要度についての調査結果は、図 3-2-12 に示すとおりである。

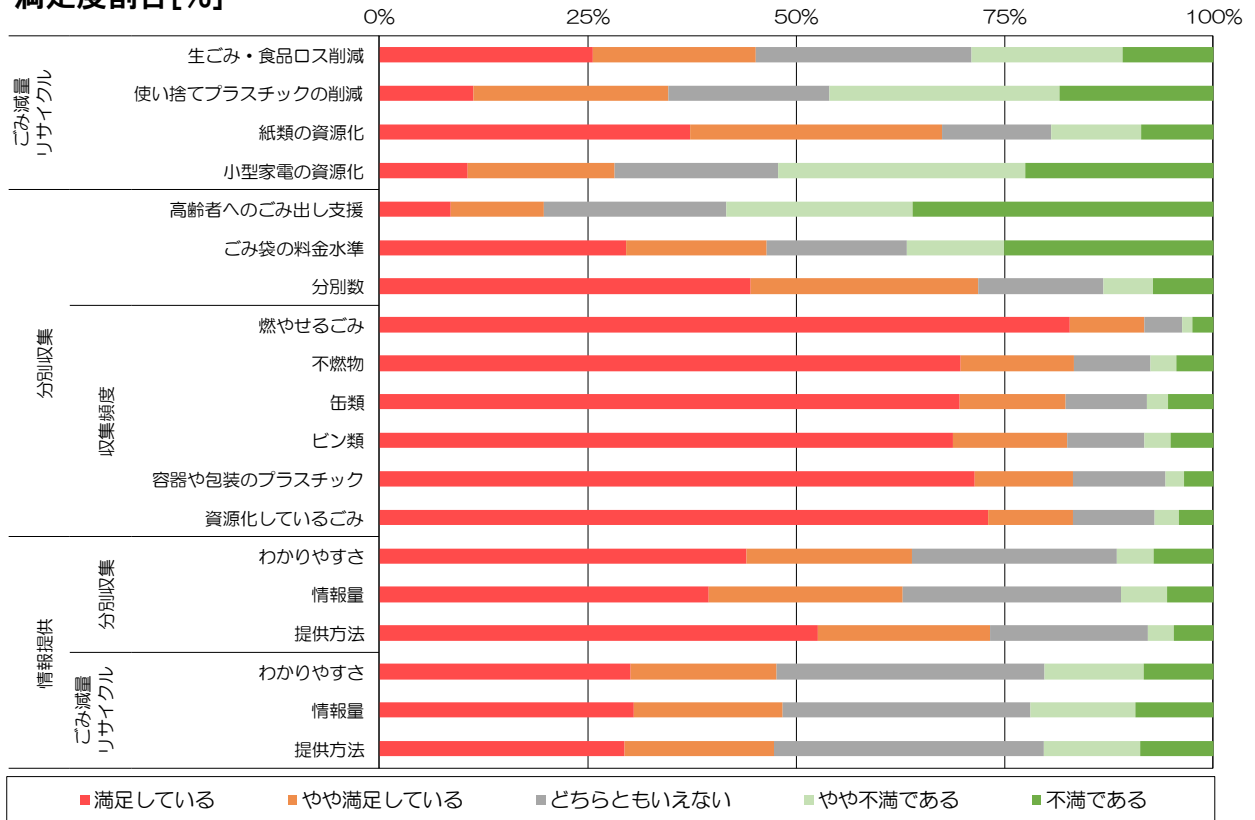
本町のごみ処理についての満足度は、「高齢者のごみ出し支援」、「小型家電の資源化」、「使い捨てプラスチックの削減」及び「生ごみ・食品ロス削減」の項目について満足している割合が低い結果となった。

また、同様に各取組についての重要度は、「ごみ減量・リサイクル」及び「情報提供」の各項目について重要である割合が高い結果となった。

表 3-2-1 住民の意識調査概要

調査対象	無作為に 800 世帯を選定
調査期間	令和元（2019）年 8 月 8 日～令和元（2019）年 8 月 23 日まで
調査項目	①ごみ減量・リサイクルの取組について ②町が実施する分別収集について ③ごみ分別やごみ減量・リサイクルの情報提供について
調査方法	郵送によるアンケート調査
配布調査票数	800 世帯（その内、5 世帯が宛先不明）
回収結果	387 通
有効回収率	49%（387 世帯/795 世帯）

満足度割合[%]



重要度割合[%]

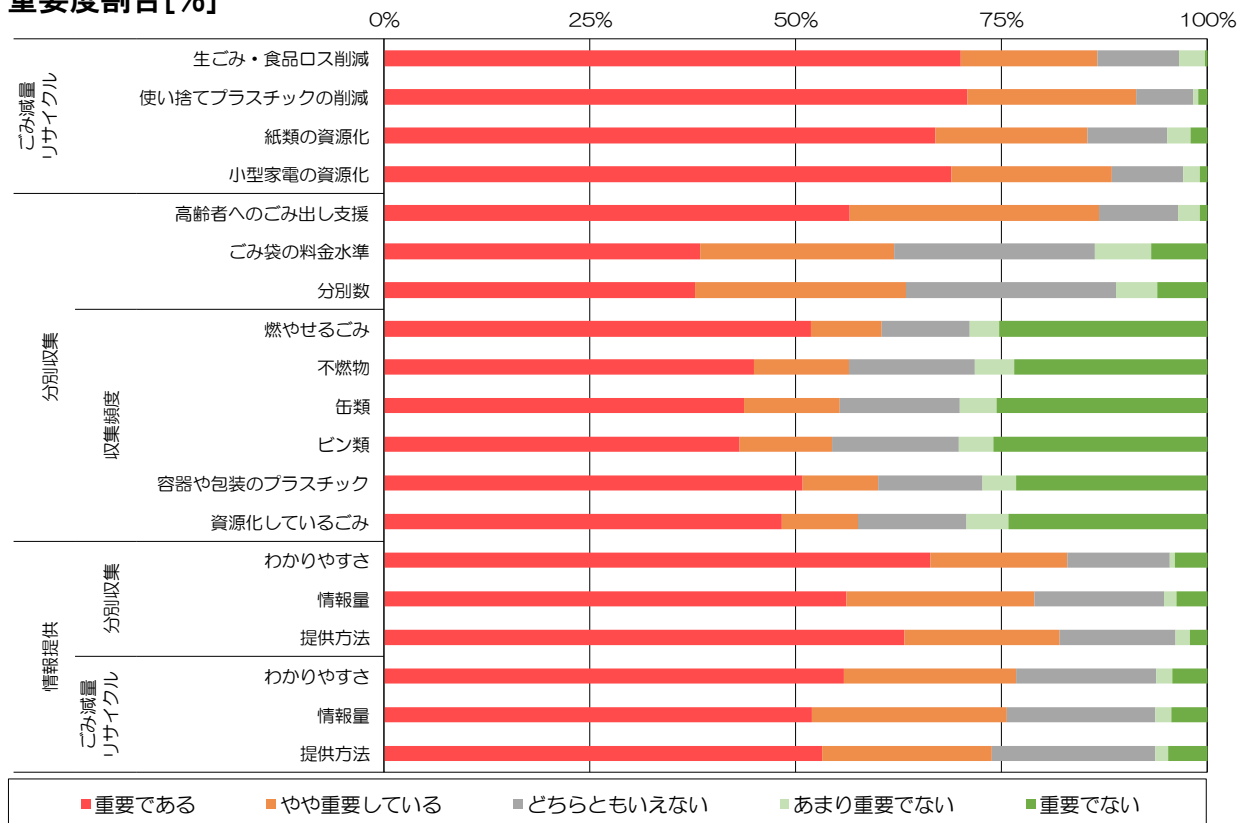


図 3-2-12 本町のごみ処理の満足度及び重要度

3 ごみ排出量等の将来推計

3.1 将来人口

将来人口の推計は、表 3-3-1 に示すとおり「神石高原町人口ビジョン（平成 27（2015）年 10 月）」のケース 4（政策的人口）に基づいた値を採用した。

本町における将来人口は、少子高齢化等の影響により減少傾向で推移するものの、長期的に各地区における教育環境とコミュニティを維持することを目標に、その減少傾向は緩やかとなっていく見込みである。

表 3-3-1 将来人口の見込み

	平成 29（2017）年度 （実績値）	令和 7（2025）年度 （中間目標年度）	令和 11（2029）年度 （計画目標年度）
人口	9,369	8,454	8,202

3.2 ごみ排出量等（現状趨勢）

ごみ排出量等の将来推計は、平成 25（2013）年度から 5 年間の実績に基づき、トレンド推計法を用いて行った。ごみ排出量等の将来推計（現状趨勢）は、図 3-3-1～図 3-3-3 に示すとおりである。

住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量及び住民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、増加傾向で推移するものの、人口減少に伴いごみ総排出量は減少傾向で推移する見込みである。

事業系ごみ排出量は、横ばいで推移する見込みである。

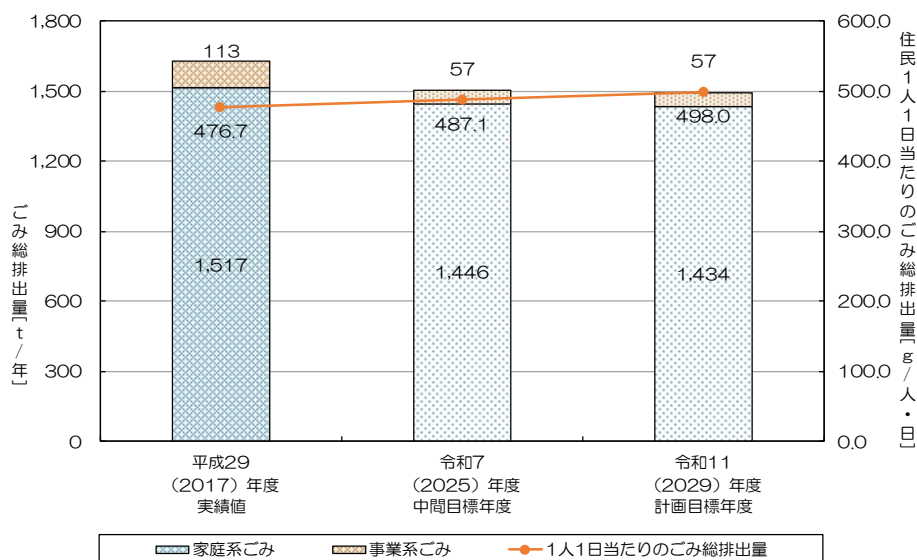


図 3-3-1 ごみ総排出量等の将来推計（現状趨勢）

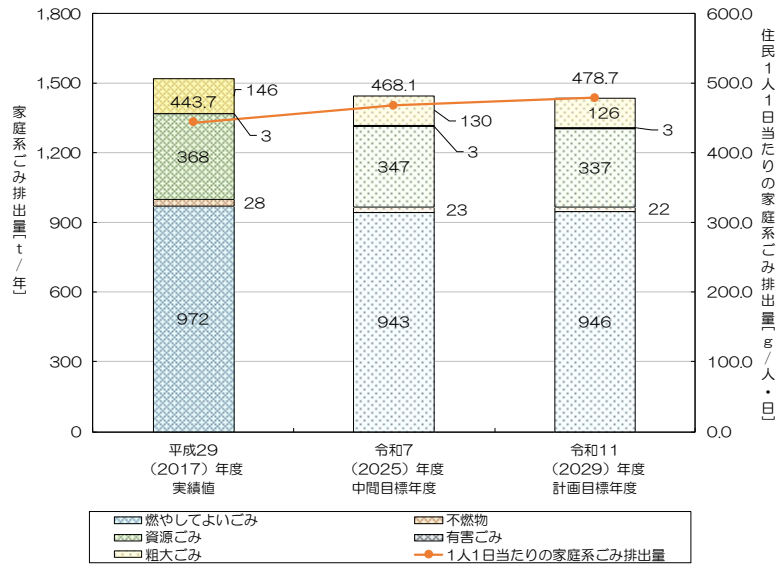


図 3-3-2 家庭系ごみ排出量等の将来推計（現状趨勢）

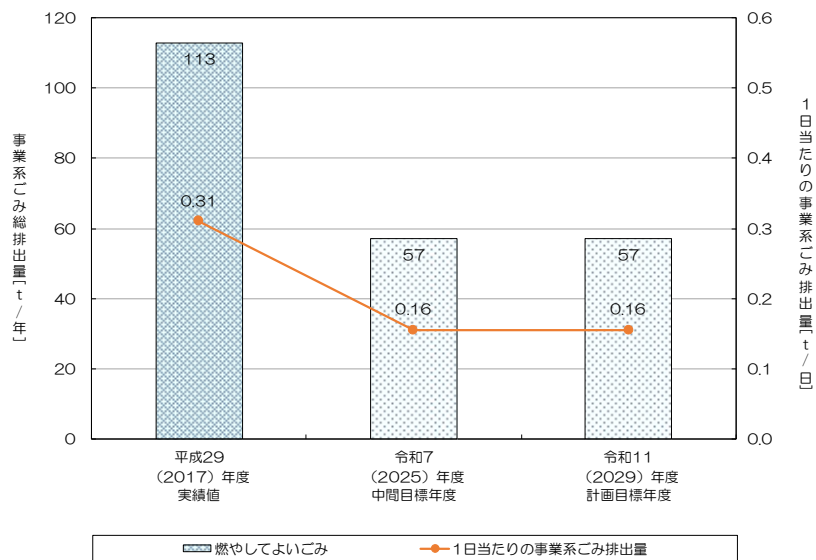


図 3-3-3 事業系ごみ排出量等の将来推計（現状趨勢）

3.3 資源化量等及び最終処分量等（現状趨勢）

資源化量等の将来推計は図 3-3-4、最終処分量等の将来推計は図 3-3-5 に示すとおりである。

資源化量は、平成 29（2017）年度において RDF が過半を占めているが、令和 6（2024）年 4 月以降は福山市次期ごみ処理施設での焼却処理に伴い発生する焼却灰及び飛灰を全量資源化しても、減少する見込みである。また、リサイクル率⁸⁾～⁹⁾においても減少傾向で推移する見込みである。

最終処分量は、平成 29（2017）年度まで最終処分していた可燃性粗大ごみを、平成 30（2018）年度以降は民間施設で焼却処理するとともに、飛灰は令和 6（2024）年 4 月以降は資源化するため、大幅に減少する見込みである。それに伴い、最終処分率も同様に減少傾向で推移する見込みである。

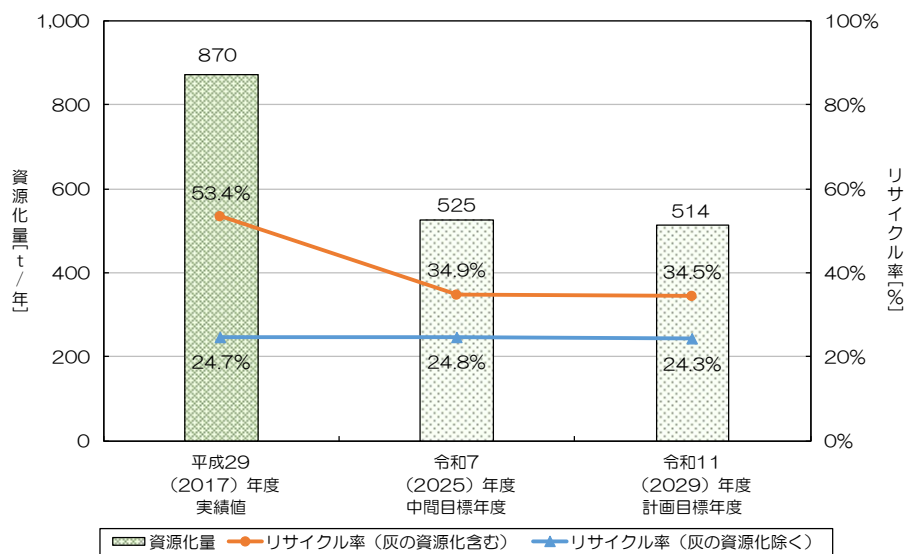


図 3-3-4 資源化量とリサイクル率の将来推計（現状趨勢）

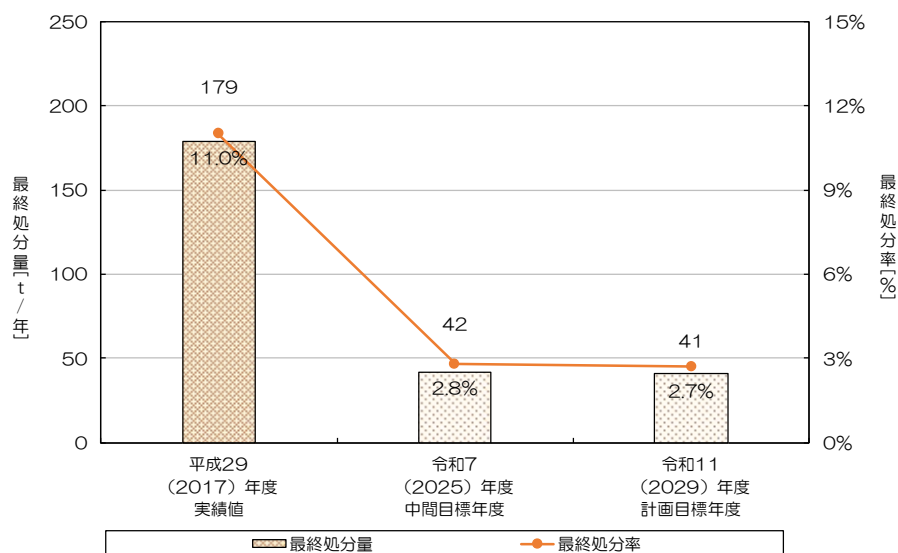


図 3-3-5 最終処分量及び最終処分率の将来推計（現状趨勢）

8) リサイクル率（灰の資源化含む）＝資源化量 [t/年] ÷ごみ総排出量 [t/年] ×100

9) リサイクル率（灰の資源化除く）＝（資源化量 [t/年] - 灰の資源化量）÷ごみ総排出量 [t/年] ×100

4 ごみ処理に係る評価

4.1 前計画の数値目標の評価

4.1.1 前計画の数値目標

前計画では、表 3-4-1 に示すとおり「リサイクル率（RDF 含む）」について数値目標が定められている。

表 3-4-1 前計画の数値目標

指 標	数値目標
リサイクル率（RDF 含む）	令和7（2025）年度までに59.3%以上とする。

4.1.2 数値目標の達成見込み

ごみ処理の将来推計結果（現状趨勢）をふまえ、前計画の数値目標の達成見込みを評価した結果は、表 3-4-2 に示すとおりである。

平成29（2017）年度において資源化量の約52%を占めるRDFが、令和7（2025）年度では資源化量として計上されなくなるため、リサイクル率は大幅に減少する見込みである。したがって、前計画の数値目標の達成は困難である。

表 3-4-2 前計画の数値目標の達成見込み

指 標	令和7（2025）年度		達成見込み
	数値目標	推計値	
リサイクル率 （RDF 含む）	59.3%以上 （RDF 含む）	34.9% （灰の資源化含む）	困難

4.2 類似団体との比較評価

本町の一般廃棄物処理について、環境省が公表している「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、本町の類似団体¹⁰⁾との比較を行った。類似団体との比較結果は、図 3-4-1 及び表 3-4-3 に示すとおりである。

本町は、類似団体よりも住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は少なく、リサイクル率（RDF 除く）は高く、最終処分率は低い。一方、1 人当たりの年間処理経費は類似団体よりも高く、最終処分減量に要する費用も高い。

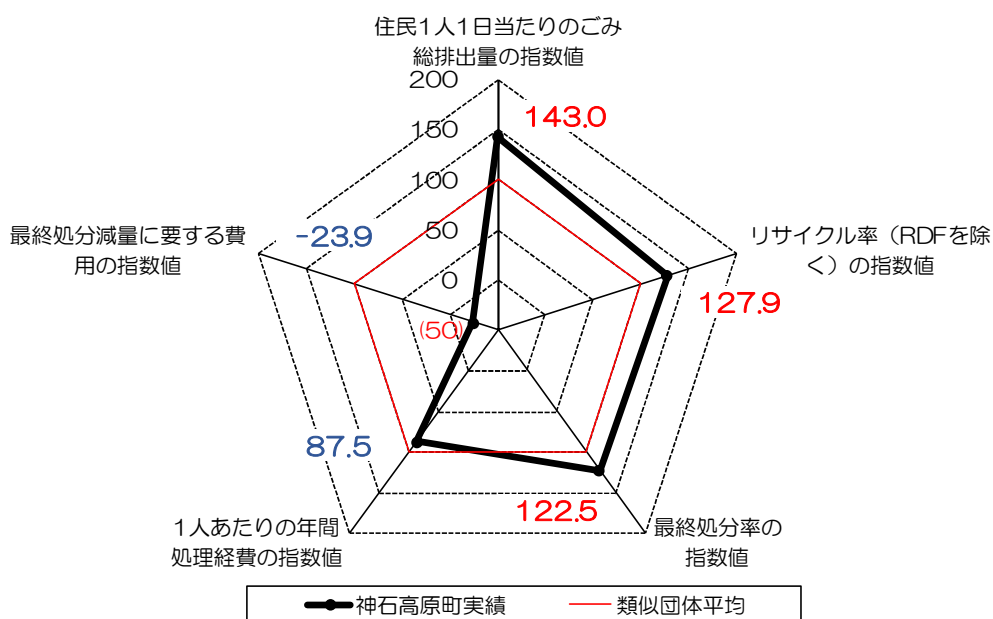


図 3-4-1 類似団体との比較結果

表 3-4-3 類似団体との比較結果

	住民 1 人 1 日 当たりのごみ 総排出量 [kg/人・日]	リサイクル率 (RDF 除く) [t/t]	最終処分率 [t/t]	1 人当たりの 年間処理経費 [円/人・年]	最終処分減量 に要する費用 [円/t]
平均値	0.836	0.204	0.142	16,617	58,761
最大値	1.397	0.580	0.660	39,419	131,555
最小値	0.298	0.020	0	5,032	14,451
本町実績	0.477	0.261	0.110	18,702	131,555
指数値*	143.0	127.9	122.5	87.5	-23.9

※指数値 = (1 - (本町実績 - 平均値) ÷ 平均値) × 100

10) 類似団体は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別され、総務省で公表されている「類似団体別資料損財政指数表」を基に設定される団体を指す。

★参考：評価結果（レーダーチャート）の見方★

【全般】

指標毎に抽出した類似団体の平均値が 100 となっており、レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示している。

➤ 1 人 1 日当たりのごみ総排出量

1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、少ないほど外側に広がる。神石高原町の場合、100 以上となっているため、人口 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は類似団体平均よりも少ないといえる。

➤ リサイクル率（RDF を除く）

リサイクル率（RDF を除く）は、高いほど外側に広がる。神石高原町の場合、100 以上となっているため、廃棄物からの資源回収率は類似団体平均よりも高いといえる。

➤ 最終処分率

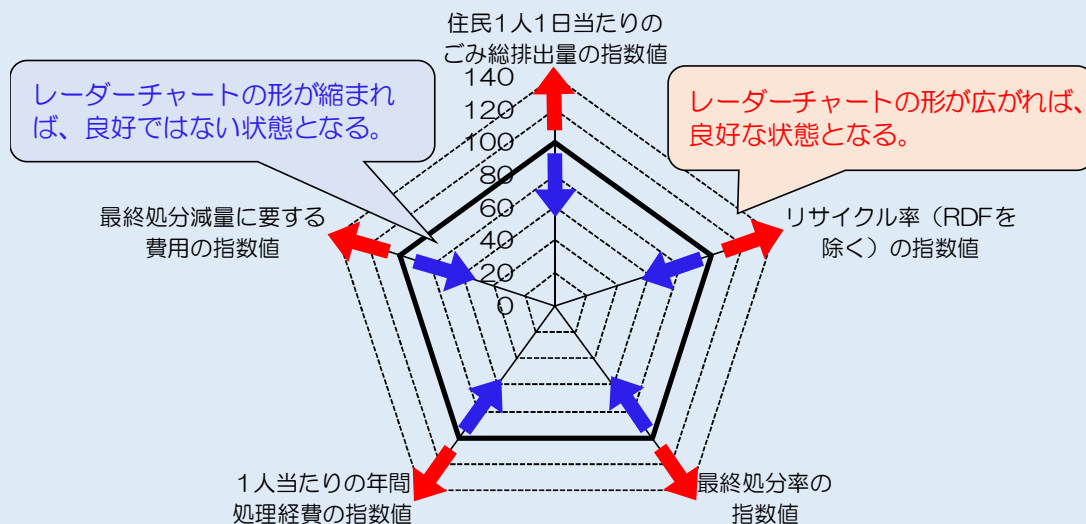
最終処分率は、少ないほど外側に広がる。神石高原町の場合、100 以上となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は類似団体平均よりも低いといえる。

➤ 1 人当たりの年間処理経費

1 人当たりの年間処理経費は、少ないほど外側に広がる。神石高原町の場合、100 以下となっているため、人口 1 人当たりの年間処理経費は類似団体平均よりも高いといえる。

➤ 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がる。神石高原町の場合、100 以下となっているため、最終処分減量に要する費用は類似団体平均よりも高いといえる。



5 ごみ処理に係る課題

【1. ごみの減量化に関する課題】

本町の住民1人1日当たりのごみ総排出量は、広島県内自治体の中で最も少ないものの、住民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は今後増加傾向で推移することが予測されており、その中でも家庭系燃やしてよいごみ量の増加が顕著となっている。

また、事業系ごみには、産業廃棄物に該当する廃棄物が混入している場合もあり、適正排出の徹底が必要である。

【2. 資源化に関する課題】

平成29(2017)年度における本町のリサイクル率(RDF含む)は、53.4%と非常に高い。また、リサイクル率(RDF除く)も24.7%と県内で上位にある。

一方、リサイクル率は減少傾向で推移することが予測されるとともに、住民の意識調査結果では、小型家電の資源化やリサイクルの情報量について住民の満足度が低いことが確認される等、資源化の推進に向けてさらなる改善が必要である。

【3. 収集運搬に関する課題】

本町では、令和6(2024)年4月より燃やしてよいごみ等を福山市次期ごみ処理施設で処理する予定であり、その広域処理に伴い分別区分の見直しが必要である。また、その他ビンは、分別収集しているにも関わらず最終処分されている状況にあるとともに、住民の意識調査では、分別数やごみ袋の料金水準について満足度は高いとはいえない結果であった。したがって、以上の内容をふまえた収集運搬体制の検討が必要である。

さらに、本町の高齢化率は46.8%(広島県データ(平成31(2019)年1月1日現在))であり、県内自治体の中で3番目に高い。今後も高齢化率は上昇すると見込まれるとともに、住民の意識調査でも高齢者のごみ出し支援について重要度が高いという結果が得られたため、高齢化社会を見据えた収集運搬体制の検討が必要である。

【4. 中間処理に関する課題】

本町では、令和6(2024)年4月より燃やしてよいごみ等を福山市次期ごみ処理施設で処理する予定であり、中継施設の整備を行う必要がある。また、関係自治体と連携した新たな中間処理体制の構築に向けた検討を行うとともに、クリーンセンターじんせきのあり方を検討する必要がある。

【5. 最終処分に関する課題】

平成 29（2017）年度における本町の最終処分率は 11.8%であり、広島県の平均値よりも低いものの、全国平均値より高い。平成 30（2018）年度までは、可燃性粗大ごみの破碎物をグリーンセンター陽光に最終処分していたが、令和元（2019）年度より、民間施設で焼却処理委託しており、最終処分率は減少する見込みである。しかし、グリーンセンター陽光の埋立容量は限られているため、最終処分量は出来る限り少なくする必要がある。

また、グリーンセンター陽光の周辺環境を保全するため、適切な維持管理を行うとともに、維持管理状況等の情報公開を継続し、事業の透明性を確保する必要がある。

6 ごみ処理の数値目標と取組

6.1 基本方針

本計画の基本理念である「高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり」を実現するため、以下の4つの基本方針を定め、各種取組を効果的に推進する。

本計画では、住民・事業者・行政の各主体の協働により、取組を進め、公衆衛生の保全を図るとともに一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理を推進する。

★基本理念：高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり★

【基本方針1：ごみの減量化の推進】

ごみの減量化に向けた分かりやすい情報提供を行い、事業者や住民の協力を確保しながら、家庭系ごみの削減や、事業系ごみの適正排出を推進する。

また、ごみの減量効果を見据え、ごみ処理手数料のあり方について検討する。

【基本方針2：資源化の推進】

ごみの分別排出の徹底に向けた情報提供を行い、住民・事業者の協力を確保しながら、資源化を推進する。

また、住民のニーズを考慮した資源化に係る仕組みづくりについて検討する。

【基本方針3：適正なごみ処理・処分の推進】

令和6（2024）年4月からの福山市次期ごみ処理施設における燃やしてよいごみ等の広域処理に向けて、中継施設を整備する。

また、広域処理に合わせて、住民のニーズを考慮した分別区分等を検討するとともに、新たな分別区分や高齢化社会を見据えた収集運搬体制を検討する。

【基本方針4：協働での取組の推進】

基本方針1～3を実現するためには、住民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任に応じて総力を挙げて取り組んでいく必要がある。今後とも住民・事業者・行政が相互に協力・連携し、より効果的にごみの減量化及び資源化を行うものとする。

6.2 数値目標

6.2.1 指標の設定

前計画における数値目標に係る指標は、資源化に関する「リサイクル率（RDF含む）」のみとなっている。一方、国の循環基本計画では、廃棄物等の減量化、再使用、再生利用などの取組をさらに進め、循環型社会を推進していくため、物質フローの「入口」、「循環」、「出口」を代表する指標として「①ごみ排出量に関する項目」、「②資源化に関する項目」、「③最終処分に関する項目」を設定している。

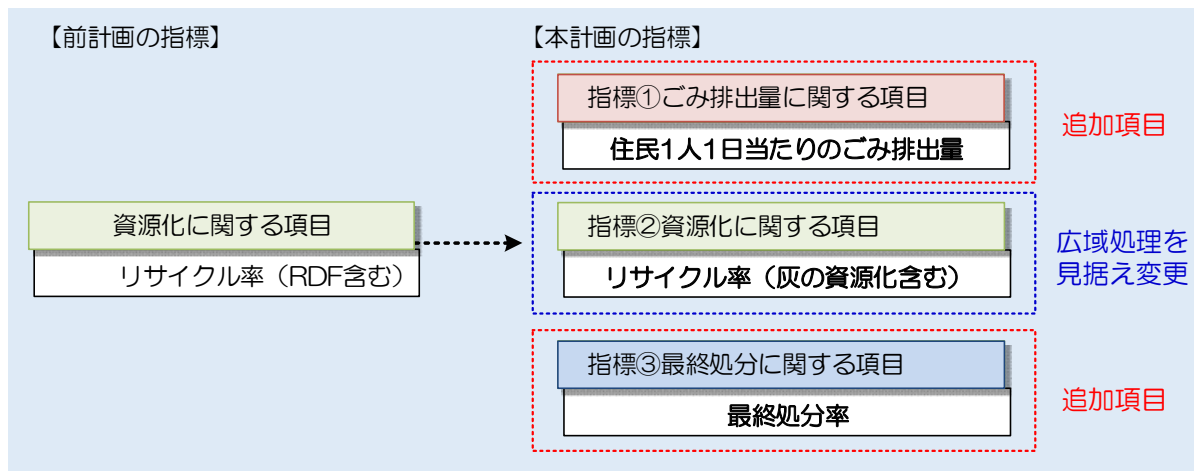
このため、本計画においては、国の循環基本計画を参考に、新たに「①ごみ排出量に関する項目」、「③最終処分に関する項目」の指標も加えた、以下の3項目を数値目標の指標として設定する。

指標Ⅰ：住民1人1日当たりのごみ総排出量

指標Ⅱ：リサイクル率（灰の資源化を含む）

指標Ⅲ：最終処分率

★参考：数値目標に係る指標設定のイメージ★



6.2.2 数値目標

ごみ処理に係る数値目標は、各種取組による効果や令和 6 年（2024）年 4 月から開始する燃やしてよいごみ等の広域処理の動向等を考慮し、以下のとおり設定する。

数値目標 1	<p>【指標Ⅰ】 住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量</p> <p>【目標値】 令和 11（2029）年度までに平成 29（2017）年度比で 2%以上削減する。</p> <p>実績値（平成 29（2017）年度）：476.7g/人・日 目標値（令和 11（2029）年度）：465.0 g/人・日以下</p>
数値目標 2	<p>【指標Ⅱ】 リサイクル率（灰の資源化を含む）</p> <p>【目標値】 令和 11（2029）年度までに 36%以上とする。</p> <p>実績値（平成 29（2017）年度）：54.8% 目標値（令和 11（2029）年度）：36%以上 ※実績値は RDF を含む。</p>
数値目標 3	<p>【指標Ⅲ】 最終処分率</p> <p>【目標値】 令和 11（2029）年度まで 3%以下とする。</p> <p>実績値（平成 29（2017）年度）：11.0% 目標値（令和 11（2029）年度）：3%以下</p>

6.3 ごみ排出量等の将来推計（目標達成時）

本町では、6.5 項に示す取組を推進し、令和 11（2029）年度における3つの数値目標の達成を目指す。目標達成時におけるごみ排出量等の将来推計は、表 3-6-1 に示すとおりである。

住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、取組の実施により減少傾向となり、ごみ総排出量も減少する見込みである。また、家庭系ごみのうち、燃やしてよいごみは減量化の取組により減少させるとともに、事業系ごみは適正排出の取組により排出量を維持する。

表 3-6-1 目標達成時におけるごみ排出量等の将来推計

		平成 29 (2017) 年度 実績値	令和 7 (2025) 年度 中間目標年度		令和 11 (2029) 年度 計画目標年度	
			現状趨勢	目標達成	現状趨勢	目標達成
ごみ総排出量	t /年	1,630	1,503	1,448	1,491	1,392
家庭系ごみ	t /年	1,517	1,446	1,391	1,434	1,335
事業系ごみ	t /年	113	57	57	57	57
総人口	人	9,369	8,454	8,454	8,202	8,202
住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量	g /人・日	476.7	487.1	469.3	498.0	465.0
住民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量	g /人・日	443.7	468.1	450.6	478.7	445.6

6.4 資源化量等及び最終処分量等（目標達成時）

目標達成時における資源化量等及び最終処分量等の将来推計は、表 3-6-2 に示すとおりである。

資源化量は、現在資源化されているレジ袋の有料化に伴い、排出量の減少が予想されることから、微減する見込みである。リサイクル率（灰の資源化含む）は、家庭系燃やしてよいごみの減少に伴い、ごみ総排出量に占める資源化量の割合が増加することから、微増で推移する見込みである。

最終処分量は、不燃物で構成されるため、取組の実施による影響を受けない。最終処分率は、リサイクル率と同様に、ごみ総排出量に占める最終処分量の割合が増加することから、微増する見込みである。

表 3-6-2 目標達成時における資源化量等及び最終処分量等の将来推計

		平成 29 (2017) 年度 実績値	令和 7 (2025) 年度 中間目標年度		令和 11 (2029) 年度 計画目標年度	
			現状趨勢	目標達成	現状趨勢	目標達成
資源化量	%	870	525	524	514	512
リサイクル率 (灰の資源化含む)	%	53.4	34.9	36.2	34.5	36.8
リサイクル率 (灰の資源化除く)	%	24.7	24.8	26.3	24.3	26.9
最終処分量	t/年	179	42	42	41	41
最終処分率	%	11.0	2.8	2.9	2.7	2.9

6.5 取組の内容

6.5.1 取組の体系

本計画では、これまで実施してきた取組を継続するとともに、新たな取組と重点取組¹¹⁾を取り入れ、数値目標の達成を目指す。

数値目標の達成に向けた取組は、表 3-6-3 に示すとおりである。

表 3-6-3 取組の体系

基本方針	取組番号	主な取組内容	方向性
ごみの減量化の推進	1	生ごみ減量化・食品ロス削減の推進 重点取組	意識啓発
	2	使い捨てプラスチック類削減の推進 重点取組	意識啓発
	3	家庭系ごみ分別ガイドブックの改訂 【新規】	意識啓発
	4	事業系ごみの適正排出ガイドブックの作成 【新規】	意識啓発
	5	ごみ処理手数料の適正化 【新規】	仕組みづくり
資源化の推進	6	小型家電の資源化の推進 【新規】 重点取組	仕組みづくり
	7	紙類の資源化の推進 【新規】	仕組みづくり
	8	生ごみの資源化の推進	仕組みづくり
	9	自治振興会等が実施する資源回収の実態把握 【新規】	仕組みづくり
適正なごみ処理・処分の推進	10	家庭系ごみ分別区分の見直し 【新規】 重点取組	収集運搬計画
	11	効率的な収集運搬体制の構築	収集運搬計画
	12	高齢者のごみ出し支援制度の検討 【新規】 重点取組	収集運搬計画
	13	新たな中間処理体制の構築 【新規】 重点取組	中間処理計画
	14	最終処分場の延命化と適正管理	最終処分計画
	15	廃棄物処理業者への指導等 【新規】	その他
	16	不法投棄対策	その他
	17	適正処理困難物対策	その他
	18	特別管理一般廃棄物対策 【新規】	その他
	19	災害廃棄物対策	その他
協働での取組の推進	20	協働で行う環境学習活動の推進 【新規】	仕組みづくり
	21	廃棄物減量等推進審議会の設置・運営 【新規】	仕組みづくり

11) 重点取組とは、本計画で重点的に実施していくものであり、住民の意識調査で重要改善項目に区分された取組及び令和6(2024)年度からの実施が決定している広域処理に関する取組を指す。

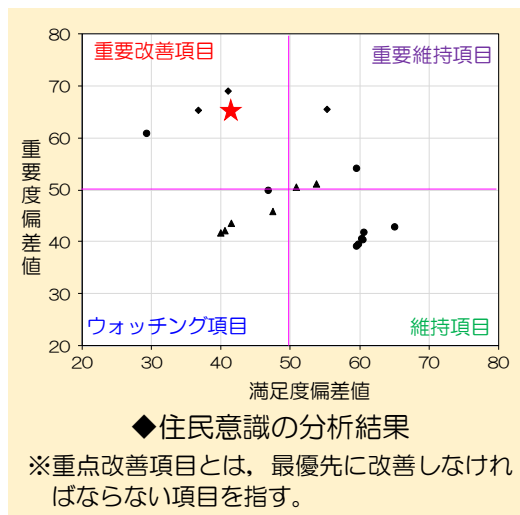
6.5.2 取組の具体的内容

【基本方針1：ごみの減量化の推進】

＜取組番号1：生ごみの減量化・食品ロス削減の推進＞ **重点取組**

令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロス削減計画の策定等の取組の推進が求められている。また、住民の意識調査では、生ごみ・食品ロス削減項目について重要改善項目に区分されている。

このため、食品ロスの発生状況を調査するとともに、生ごみの減量化及び食品ロス削減に向け、水切りや食べきり、使い切り等への周知徹底を図り、住民・事業者に協力を促す。



◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民・事業者に向けて生ごみの減量化及び食品ロス削減に関する情報提供を行う。 ▶ 食品ロスの発生状況を調査するとともに、国の基本方針等をふまえた食品ロス削減推進計画を策定する。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生ごみの減量化及び食品ロスの削減に積極的に取り組む。

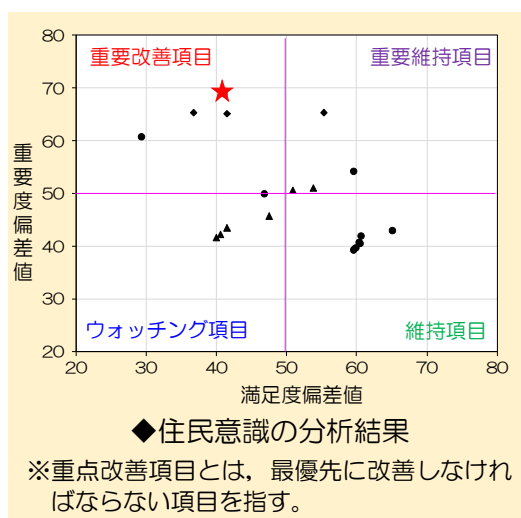
◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
情報提供	継続						
現状把握及び食品ロス削減推進計画の策定	調査・検討・実施						

《取組番号 2：使い捨てプラスチック類削減の推進》 重点取組

令和元（2019）年 5 月にプラスチック資源循環戦略が策定され、「レジ袋有料化の義務化（無料配布禁止等）をはじめ、無償配布を止め「価値づけ」をすること」が盛り込まれる等、使い捨てプラスチック類のさらなる削減が求められている。また、住民の意識調査では、使い捨てプラスチックの削減項目について重要改善項目に区分されている。

このため、使い捨てプラスチック類の削減に向け、周知徹底を図るとともに、販売店でのレジ袋やストロー、ペットボトルといった使い捨てプラスチックの削減への協力を促す。



◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ➤ マイバックの持参や簡易包装の選択を呼びかける。 ➤ 販売店でのレジ袋やストロー、ペットボトルといった使い捨てプラスチックの削減への協力を促す。 ➤ 使い捨てプラスチック削減に向けたマイカップやマイボトルの利用等を呼びかける。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ➤ マイバッグの持参や簡易包装の選択を定着させる。 ➤ マイカップやマイボトルを利用する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ レジ袋の有料化を行うとともに、簡易包装の導入を推進する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
マイバック持参 や簡易包装の選 択の呼びかけ	継続						
使い捨てプラス チックの削減の 呼びかけ	継続						
マイカップ・マ イボトルの利用 の呼びかけ	継続						

《取組番号 3：家庭系ごみ分別ガイドブックの改訂【新規】》

令和 6（2024）年 4 月からの福山市次期ごみ処理施設での広域処理に合わせ、関係自治体と連携し分別区分を統一する。分別区分の変更に際して、住民の混乱を招く可能性があるため、現行の家庭系ごみ分別ガイドブックを改訂する。また、住民が自主的にごみの減量化及び資源化に取り組めるような情報を加える等、現行の分別ガイドブックの掲載内容の拡充も併せて検討する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	▶ 家庭系ごみ分別ガイドブックを改訂する。
住民	▶ 家庭系ごみ分別ガイドブックに基づき適正分別に努めるとともに、ごみの減量化やリサイクルに取り組む。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
家庭系ごみ分別 ガイドブックの 改訂	分別区分の見直し						
			ガイドブックの改訂				

《取組番号 4：事業系ごみの適正排出ガイドブックの作成【新規】》

本町における事業系ごみ排出量は少量であるが産業廃棄物が混入するケースがある。

このため、事業系ごみの適正排出に向けたガイドブックを作成し、事業者の理解と協力を得ながら、適正排出の徹底を図る。また、事業者が自主的にごみの減量化及び資源化に取り組めるような掲載内容についても併せて検討する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	▶ 事業系ごみの適正排出ガイドブックを作成する。
事業者	▶ 事業系ごみの適正排出ガイドブックに基づき適正排出に努めるとともに、ごみの減量化及び資源化に取り組む。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
事業系ごみの適 正排出ガイド ブックの作成						調査・検討・作成	

◀取組番号 5：ごみ処理手数料の適正化【新規】▶

本町においては、ごみ袋の有料化を行っているとともに、粗大ごみについてはクリーンセンターじんせきへの直接搬入を行う場合に搬入量に応じた手数料を徴収している。有料化の主な目的は、ごみの減量化であるが、本町の住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、県内自治体の中で最も少ない。

このことをふまえ、ごみ処理手数料の適正化について検討する。

◆各主体の取組◆

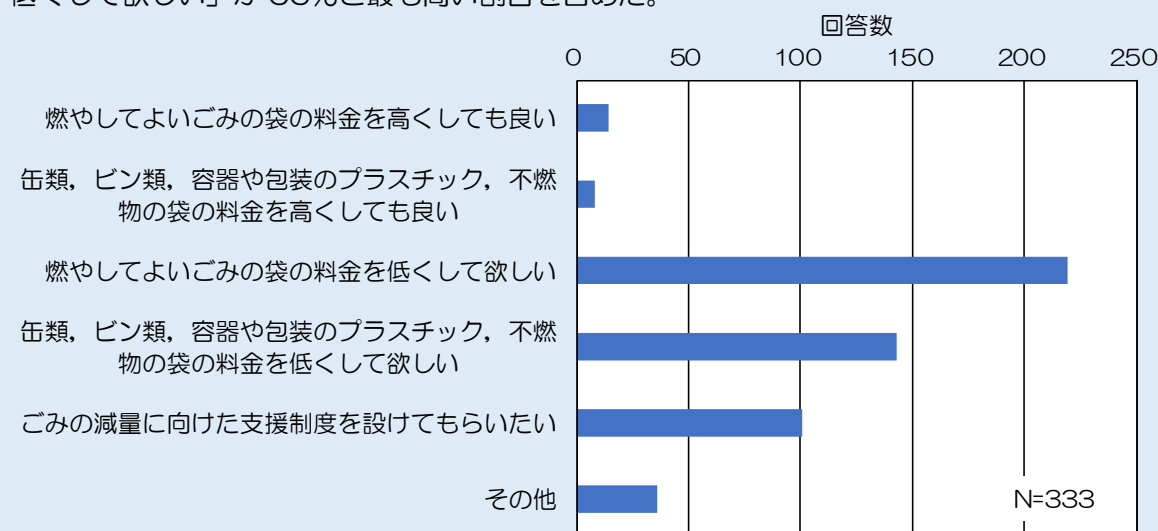
主体	取組内容
行政	▶ ごみ処理手数料の適正化について検討する。
住民・事業者	▶ 本町におけるごみ処理に要する費用について理解し、ごみ減量化や適正分別に協力する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
ごみ処理手数料 の適正化	調査・検討・実施						

★参考：住民の意識調査結果（ごみ処理手数料の必要取組）★

住民の意識調査では、ごみ処理手数料の必要取組として、「燃やしてよいごみの袋の料金を低くして欲しい」が66%と最も高い割合を占めた。

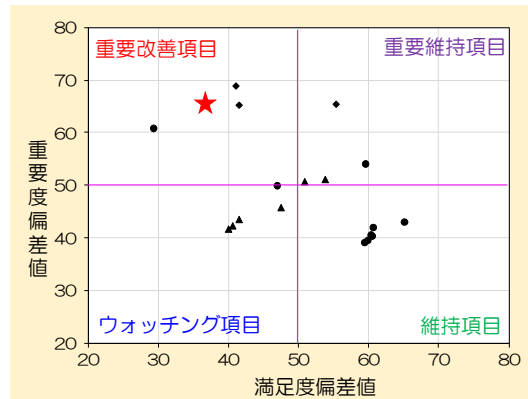


【基本方針2：資源化の推進】

《取組番号6：小型家電の資源化の推進【新規】》 重点取組

本町では、小型家電を粗大ごみとして回収を行っているとともに、神石高原町役場の本庁舎及び各支所で拠点回収を行っている。また、住民の意識調査では、小型家電の資源化項目について重要改善項目に区分されている。

このため、小型家電の資源化に関する情報提供や拠点回収の増設について調査・検討し、小型家電の資源化が円滑に行える仕組みづくりについて検討する。



◆住民意識の分析結果

※重点改善項目とは、最優先に改善しなければならない項目を指す。

◆各主体の取組◆

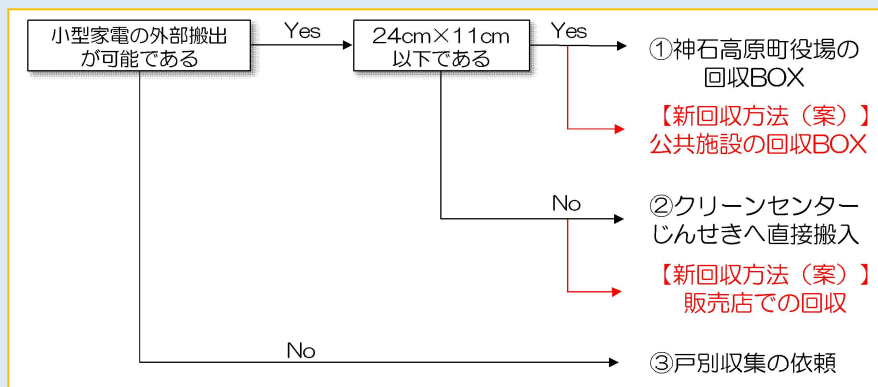
主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小型家電の資源化に関する情報提供を行う。 ▶ 拠点回収の増設等、小型家電の資源化の推進に向けた仕組みづくりを検討する。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 町が行う取組に積極的に協力する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
情報提供	継続						
資源化の仕組みづくり	調査・検討・実施						

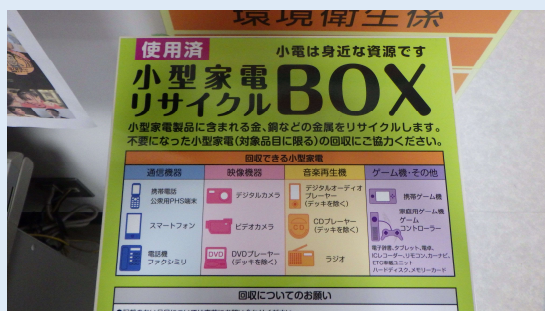
★参考：小型家電の回収方法（案）★

本町の小型家電の回収方法は、以下に示すとおり①～③が挙げられる。今後、小型家電の資源化の推進のため、新たな回収方法として、公共施設での回収BOXの設置や事業者（家電販売店等）と連携した店頭回収等の検討を行う。



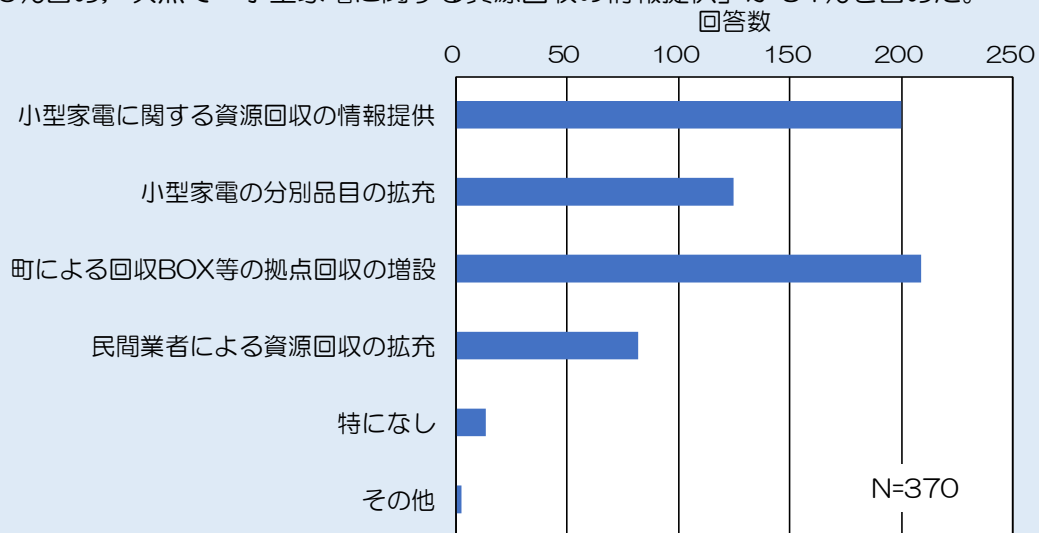
～①神石高原町役場の回収BOXについて～

神石高原町役場（本庁舎及び各支所）では、写真のとおり小型家電の回収BOXを設置しており、投入口サイズ（24cm×11cm）以下の小型家電の拠点回収を実施している。



★参考：住民の意識調査結果（小型家電の必要取組）★

住民の意識調査では、小型家電の必要取組として、「町による回収BOX等の拠点回収の増設」が56%占め、次点で「小型家電に関する資源回収の情報提供」が54%を占めた。



◀取組番号7：紙類の資源化の推進【新規】▶

本町の紙類（雑誌及び新聞紙）の排出量は、資源ごみの中で最も多いが、その収集回数は月に1回となっている。また、住民の意識調査では、紙類の資源化に関する情報提供や回収BOX等の拠点回収の取組が必要という回答が得られている。

このため、紙類の資源化に関する情報提供や拠点回収等について調査・検討し、紙類の資源化を推進する。

◆各主体の取組◆

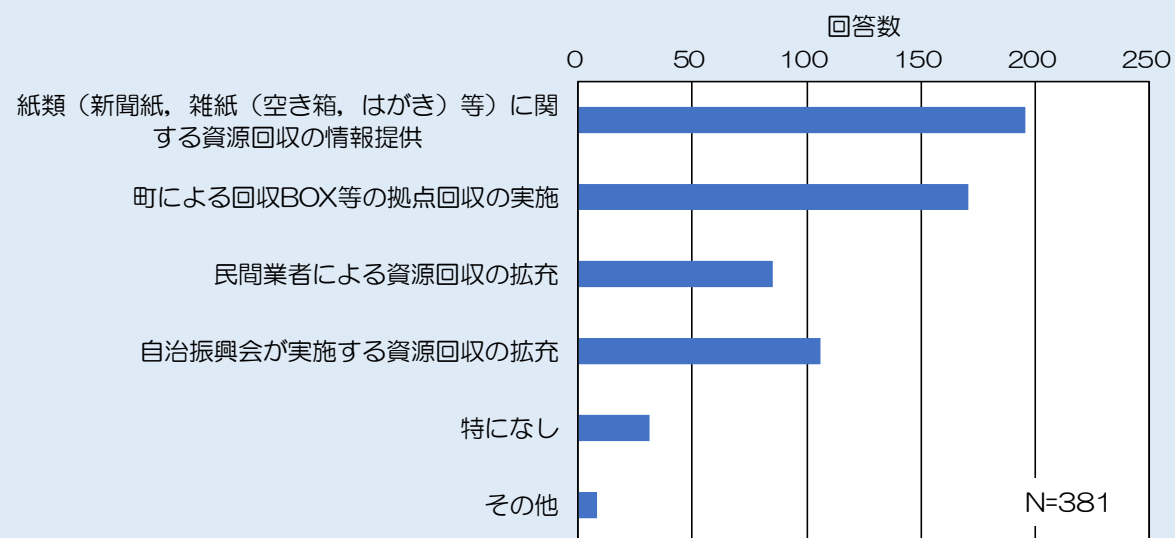
主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 紙類の資源化に関する情報提供を行う。 ➤ 紙類の拠点回収等について検討する。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 町が行う取組に積極的に協力する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
情報提供	継続						
拠点回収等の検討	調査・検討						

★参考：住民の意識調査結果（紙類の資源化の必要取組）★

住民の意識調査では、紙類の資源化の必要取組として、「紙類に関する資源回収の情報提供」が51%を占め、次点で「町による回収BOX等の拠点回収の実施」が45%を占めた。



《取組番号 8：生ごみの資源化の推進》

生ごみはバイオマス資源として位置付けられ、その利活用による地域振興や地球温暖化対策等が進められている。また、神石高原町総合計画でも、「地域資源を活かしたまちづくり」が掲げられており、その推進の取組が求められている。

このため、本町における生ごみの資源化方策について調査・分析し、国の地域循環共生圏の考えに基づきながら、地域資源を活かしたまちづくりに向けた取組を検討する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	➤ 生ごみの資源化に関する調査・分析を行い、地域資源を活かしたまちづくりに向けた取組を検討する。
住民・事業者	➤ 町が行う取組に積極的に協力する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
地域資源を活かしたまちづくりに向けた取組	調査・検討・実施						

★参考：地域循環共生圏の概要★

地域循環共生圏とは、我が国の第五次環境基本計画で新たに提供された考え方であり、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方である。



出典：第5次環境基本計画（平成30（2018）年4月）

◀取組番号 9：自治振興会等が実施する資源回収の実態把握【新規】▶

本町では、町による資源ごみの収集とは別に、自治振興会等において資源回収が実施されているが、その回収量等の実態は把握できていない。本町においてリサイクルを推進するためには、自治振興会等による資源回収を含んだごみ排出量や資源化量を正確に把握することが重要である。

このため、自治振興会等が実施する資源回収の実態把握に向けた調査・分析を行い、本町のごみ排出量や資源化量の全体像を把握できる仕組みづくりについて検討する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	➤ 自治振興会等が実施する資源回収の実態把握方法について検討する。
住民	➤ 町が行う取組に積極的に協力する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
資源回収の実態把握	調査・検討・実施						

【基本方針3：適正なごみ処理・処分の推進】

《取組番号 10：家庭系ごみ分別区分の見直し【新規】》 重点取組

令和6（2024）年4月からの福山市次期ごみ処理施設での広域処理にあわせ、不燃物及び粗大ごみの一部を燃やしてよいごみとして収集する計画のため、分別区分の変更を行う必要がある。また、住民の意識調査において分別数の満足度が収集頻度に比べて低かったことや、分別収集を行っているその他ピンは破碎後に最終処分されていること等をふまえ、新たな家庭系ごみ分別区分について検討する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	➤ 広域処理体制等と整合を図りながら、新たな家庭系ごみ分別区分の検討を行う。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
新たな家庭系ごみ分別区分の検討	検討				運用		

《取組番号 11：効率的な収集運搬体制の構築》

本町では、粗大ごみ及び有害ごみを除き、ごみの分別区分毎に収集頻度を定め、指定袋によるステーション方式での収集を行っている。今後、関係自治体との広域処理に伴い、家庭系ごみ分別区分が変更になることをふまえ、新たな家庭系ごみ分別区分に応じた効率的な収集運搬体制を構築する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	➤ 新たな家庭系ごみの分別区分に応じた収集運搬体制を構築する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
効率的な収集運搬体制の構築	検討				運用		

◆収集運搬計画◆

収集区域：神石高原町全域

収集主体：神石高原町

収集方法：表 3-6-4 のとおり

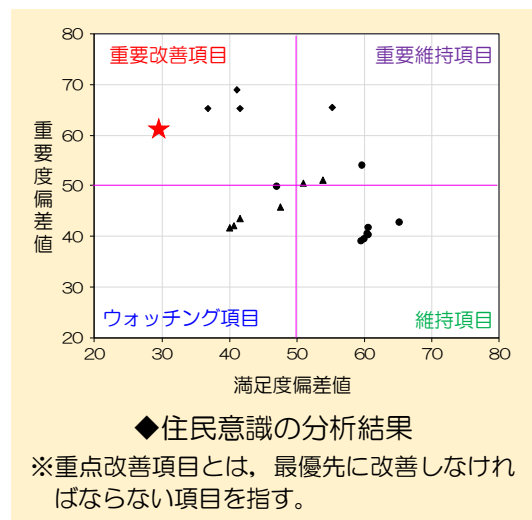
表 3-6-4 収集運搬方法

区分	収集方式	収集回数	収集容器	収集形態
燃やしてよいごみ	ステーション方式	週2回	指定袋	委託
不燃物	ステーション方式	月1回	指定袋	委託
粗大ごみ	直接搬入	週3回	バラ	直営
	戸別収集	随時		
有害ごみ	直接搬入，拠点回収	随時	バラ	直営
缶類	ステーション方式	月1回	指定袋	委託
ビン類	ステーション方式	月1回	指定袋	委託
容器や包装のプラスチック	ステーション方式	週1回	指定袋	委託
資源化しているごみ	ステーション方式	月1回	—	委託

《取組番号 12：高齢者のごみ出し支援制度の検討【新規】》 重点取組

本町では、今後さらに高齢化が進行する見込みであり、自力でごみを出すことが困難な高齢者が増加することが予想される。したがって、ごみ処理分野においても高齢化社会をふまえた支援を行うことが重要である。また、住民の意識調査においても「高齢者のごみ出し支援」が重点改善項目の1つとして抽出された。

以上をふまえ、高齢化社会におけるごみの搬出方法や支援方法等を調査・分析し、本町の実情を考慮した高齢者のごみ出し支援の制度を検討する。



◆各主体の取組◆

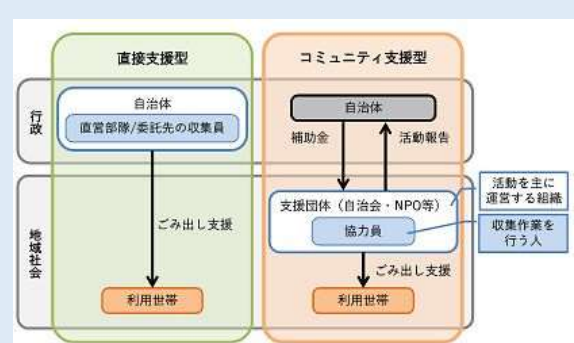
主体	取組内容
行政	➤ 関係課と連携しながら、高齢者のごみ出し支援方法について調査検討を行い、支援制度を検討する。
住民	➤ ごみ出しに困っている方がいた場合のごみ出しに協力する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2019) ~ 令和12 (2020) 年度
高齢者ごみ出し支援制度の検討		調査・検討					

★参考：ごみ出し支援の例★

- ①直接支援型：自治体が運営主体となり、市町村直営のごみ収集部隊または市町村に委託された事業者が、高齢者のごみを個別に収集を実施。
- ②コミュニティ支援型：自治会、NPO等の支援団体が運営・実施するごみ出し支援活動を、市町村が金銭的にバックアップを行う。



出典：国立環境研究所：高齢者ごみ出し支援ガイドブック（平成 29（2017）年 5 月）

◀取組番号 13：新たな中間処理体制の構築【新規】▶ **重点取組**

令和6（2024）年4月以降，燃やしてよいごみ等を福山市次期ごみ処理施設での広域処理を行うに当たって，関係自治体と連携しながら，広域処理体制の構築に向けた検討を行うとともに，中継施設を整備する。また，新たな家庭系ごみの分別区分をふまえ，クリーンセンターじんせきのあり方を検討する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係自治体と連携しながら，広域処理体制の構築に向け検討する。 ▶ 燃やしてよいごみ等の中継施設を整備する。 ▶ クリーンセンターじんせきにおける処理のあり方を検討する。

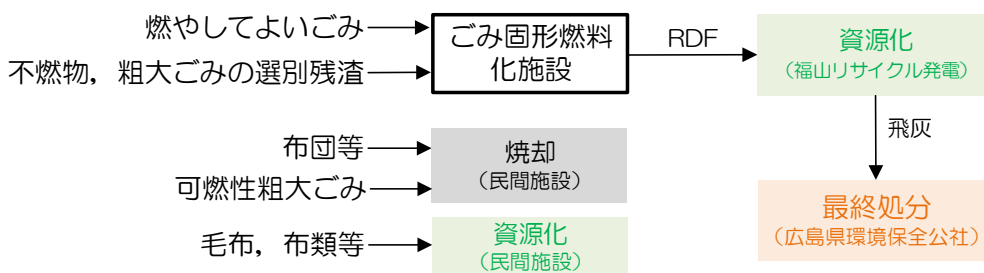
◆取組スケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
広域処理体制の構築に向けた検討	検討				運用		
中継施設の整備	調査・検討・整備				運用		
クリーンセンターじんせきのあり方の検討	調査・検討・実施						

◆中間処理計画◆

処理方法：図 3-6-1 のとおり。

《令和元(2019)年度現在》



《令和6(2024)年度以降》

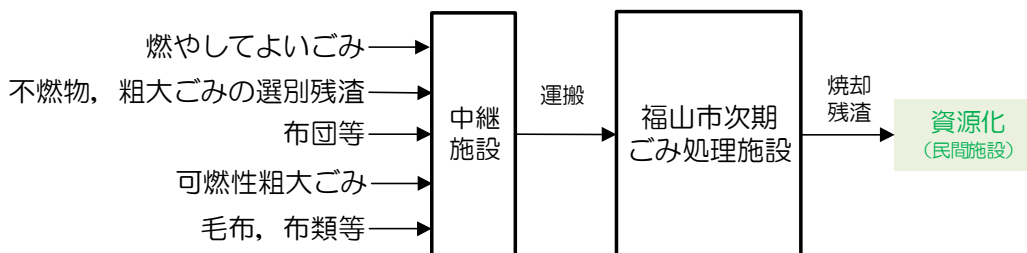


図 3-6-1 広域処理後の燃やしてよいごみ等の処理の流れ

《取組番号 14：最終処分場の延命化と適正管理》

本町の最終処分場であるグリーンセンター陽光の残余容量は、4,158m³（令和2（2020）年1月23日時点）であり、容量の半分が埋立完了している状況にある。グリーンセンター陽光の埋立容量は限られているとともに、最終処分場の整備には非常に長期間を要することから、最終処分量の削減が強く求められている。

このため、最終処分量の削減に向けたごみの減量化やリサイクル方法等について調査・分析し、グリーンセンター陽光の延命化に向けた検討を行う。また、グリーンセンター陽光については廃棄物処理法に基づく適正な維持管理を推進し、周辺環境の保全を図る。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ➢ グリーンセンター陽光の延命化方法について検討する。 ➢ 法令に基づく適正な維持管理を継続する。

◆取組スケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) ~ 令和11 (2029) 年度
最終処分場の延命 化に向けた検討	調査・検討・実施					
適正な維持管理の 継続	継続					

◆最終処分計画◆

処理主体 : 神石高原町

運転管理形態 : 委託

◀取組番号 15 : 廃棄物処理業者への指導等【新規】▶

現在、本町におけるの収集運搬の許可業者は充足しているため、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行っていない。一方、現在許可を有する事業者に対しては、適正な収集運搬や処理を図るため、適切な指導等を行うことが重要となる。

このため、今後も生活環境の保全や不適正処理の防止に向け、廃棄物処理業者への指導を実施する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	▶ 許可を有する事業者について、適正処理に向けた指導を行う。
事業者	▶ 適正な収集運搬、処分を行う。

◆取組スケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) ~ 令和11 (2029) 年度
適正処理に向けた 指導	実施					

《取組番号 16：不法投棄対策》

廃棄物の不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されている。

このため、不法投棄物または不法投棄行為を発見した場合、最寄の警察署・交番等へ連絡をするよう周知する。また、必要に応じて、公衆衛生推進協議会等や警察と連携した深夜・早朝の監視パトロール等についても検討し、不法投棄の防止及び早期発見に努める。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不法投棄防止や通報を呼びかける等、防止と早期発見に努める。 ▶ 公衆衛生推進協議会等や警察と連携した深夜・早朝の監視パトロール等について検討する。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 町が定めたルールに従い、ごみの適正排出に努める。 ▶ 不法投棄などを発見した場合は、最寄の警察署・交番等に通報する。

◆取組スケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
不法投棄防止や通報の呼びかけ	継続						
深夜・早朝の監視パトロール等の検討	調査・検討・実施						

《取組番号 17：適正処理困難物対策》

本町では、適正処理困難物として 17 品目を指定し、本町のごみ処理施設での処理は行わず、購入店や専門の処理業者への処理を委託するように指導している。また、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 30（2018）年、環境省）に従って処理を行うものとしている。

なお、在宅医療廃棄物のうち非感染性かつ非鋭利なものは、一般廃棄物として本町で回収を行うこととなっている。

このため、本町では事業者と連携し、住民の適正排出に向けた、情報提供や指導を行う。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政・事業者	➤ 住民の適正排出の為の情報提供及び指導を行う。
住民	➤ 処理困難物となる廃棄物については、購入店や専門の処理業者への処理を委託する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
情報提供及び指導	継続						

★参考：適正処理困難物の内容★

適正処理困難物	産業廃棄物、医療系廃棄物、タイヤ、農業用ビニール、コンクリート塊、農薬、劇毒物、バッテリー、乗用大型農機具、ガスボンベ、消火器、燃料、機械の廃油、塗料、焼却灰、自動車、公共用地の草木
---------	---

◀取組番号 18：特別管理一般廃棄物対策【新規】▶

特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、廃棄物処理法施行令第1条に規定されている特別管理一般廃棄物「ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品」、「ばいじん（集じん灰）」及び「感染性一般廃棄物」をいう。

各品目について、分別収集を行い定められた方法により適正に処理する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政・事業者	➤ 住民の適正排出のための情報提供及び指導を行う。
住民	➤ 町が指導する方法で、適正分別を行う。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
情報提供及び指導	実施						

《取組番号 19：災害廃棄物対策》

近年、全国各地で集中豪雨等が頻発しており、災害からの早期復旧に向けて災害廃棄物の円滑な処理が重要となる。本町では、令和元（2019）年度に災害廃棄物処理計画の策定を計画しており、災害発生時における利活用に向け、庁内での周知や連携を図る。

また、災害廃棄物は一度に大量の廃棄物が発生するため、関係団体や民間事業者との連携について検討する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害廃棄物処理計画の庁内周知を図る。 ➤ 必要に応じて周辺市町や民間事業者との連携についても検討する。
住民・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害時にはごみが散乱しないように注意し、災害廃棄物などが速やかに回収できるように協力する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
災害廃棄物処理体制の構築	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ➤ </div> 検討・実施						

【基本方針4：協働での取組の推進】

◀取組番号 20：協働で行う環境学習活動の推進【新規】▶

近年、食品ロスや使い捨てプラスチックの削減といったごみ問題への社会的関心は高くなりつつあるが、減量化やリサイクルを行うに当たっては、その必要性を認識することが重要である。

このため、町内のイベントや小学校等と連携した環境教育活動を行うとともに、住民・事業者・行政の協働による環境問題について学べるイベント等について企画及び検討を行う。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 町内のイベントや小学校等と連携した環境教育活動を行う。 ▶ 住民や事業者と連携して、環境問題について学べるイベント等の開催に向けた検討を行う。
住民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政や事業者と連携して、環境問題について学べるイベント等の開催に向けた検討を行う。 ▶ 企画されたイベントに積極的に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政や住民と連携して、環境問題について学べるイベント等の開催に向けた検討を行う。 ▶ 企画されたイベントに積極的に参加する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
環境教育活動の実施	継続						
環境問題について学べるイベント等の実施	企画・検討・実施						

《取組番号 21：廃棄物減量等推進審議会の設置・運営【新規】》

本町における「神石高原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」では、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、必要に応じて、神石高原町廃棄物減量等推進審議会を設置できるものとなっている。本計画における計画の進捗を点検するに当たっては、その点検機関としての位置付けも可能となる。今後、計画的に一般廃棄物の減量等を推進していくために、住民・事業者・行政が積極的に参加及び協議していくことが重要である。

このため、本町の一般廃棄物処理状況を把握するとともに、必要に応じて「神石高原町廃棄物減量等推進審議会」の設置・運営を行う。

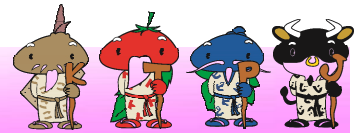
◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	➤ 必要に応じて、廃棄物減量等推進審議会を設置・運営する。
住民・事業者	➤ 廃棄物減量等推進審議会に積極的に参加する。

◆取組スケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
審議会の設置・運営	検討			設置・運営			

第4章 生活排水処理基本計画



1 生活排水収集・処理の概要

1.1 生活排水処理の流れ

本町の生活排水処理の流れは、図 4-1-1 に示すとおりである。

生活排水のうち、生活雑排水は農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽で処理されるものと未処理のまま公共用水域に流されるものがある。また、し尿は農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽、単独処理（みなし）浄化槽及び神石高原町し尿処理施設で処理されるものと、自家処理しているものがある。

神石高原町し尿処理施設では、し尿とともに、農業集落排水汚泥や合併処理浄化槽汚泥及び単独処理（みなし）浄化槽汚泥（以下、「浄化槽汚泥」という。）を処理し、発生した処理汚泥は乾燥汚泥とし、堆肥として町内で有効利用している。

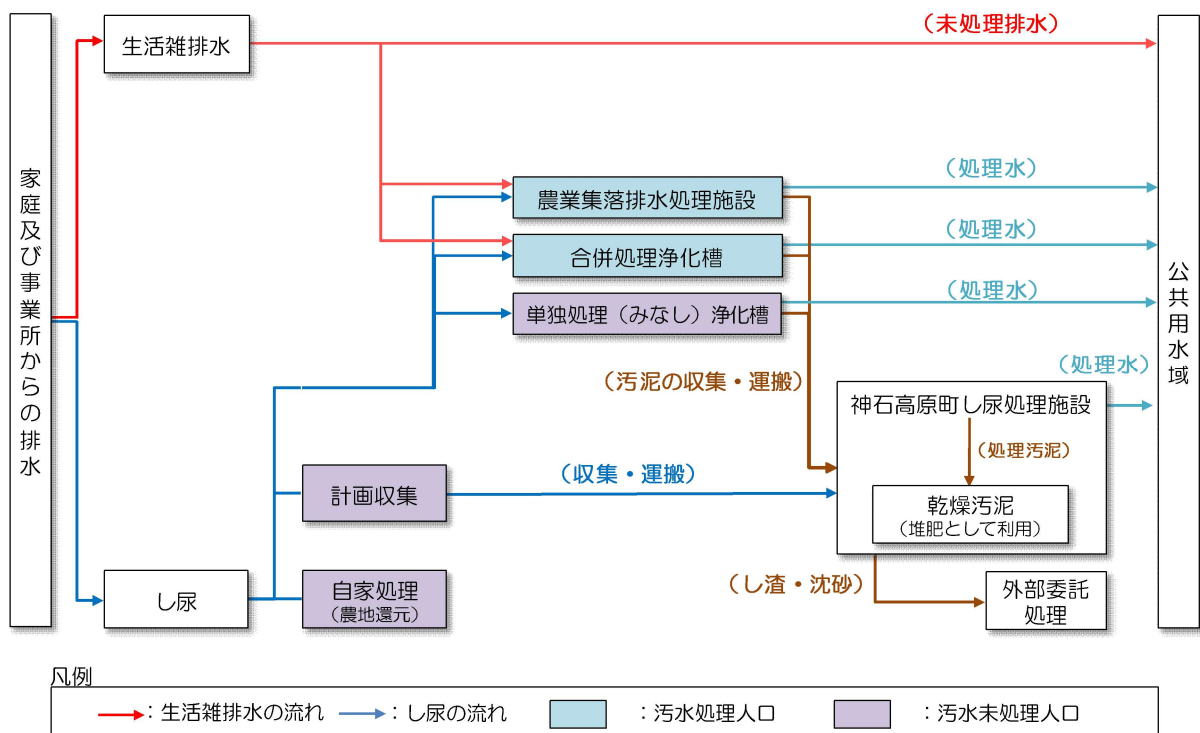


図 4-1-1 生活排水処理の流れ（令和元（2019）年度現在）

1.2 し尿及び浄化槽汚泥等の収集体制

本町では、し尿は直営、浄化槽汚泥は許可業者、農業集落排水汚泥は委託業者による収集運搬を行っている。

1.3 し尿処理施設の概要

し尿処理施設の概要は表 4-1-1、位置は図 4-1-2 に示すとおりである。

神石高原町し尿処理施設は昭和 54（1979）年 2 月より供用を開始しており、令和元（2019）年時点で 40 年が経過している。

表 4-1-1 し尿処理施設の概要

施設名		神石高原町し尿処理施設
所在地		神石高原町小畠 223
処理能力		し尿 : 18kL/日 浄化槽汚泥 : 2kL/日
建設 経過	竣工	昭和 54（1979）年 3 月
	増改造	平成 7（1995）年 8 月 予備貯留槽設置 平成 18（2006）年 12 月 汚泥乾燥設備改良更新 平成 20（2008）年度 電気設備更新 ～平成 23（2011）年度 平成 21（2009）年 8 月 高度処理設備更新 平成 25（2013）年 11 月 取水設備更新 平成 31（2019）年 2 月 建屋改築工事
処理方式		標準脱窒素処理＋高度処理（凝集分離，ろ過）



し尿処理施設



図 4-1-2 し尿処理施設の位置

2 生活排水処理の現状

2.1 処理形態別人口

処理形態別人口は、図 4-2-1 及び表 4-2-1 に示すとおりである。

本町では、いずれの処理形態別人口も減少傾向で推移している。汚水処理人口普及率¹⁾は増加傾向で推移しており、平成 29 (2017) 年度では約 72%となっているが、県内自治体の中で6番目に低い。

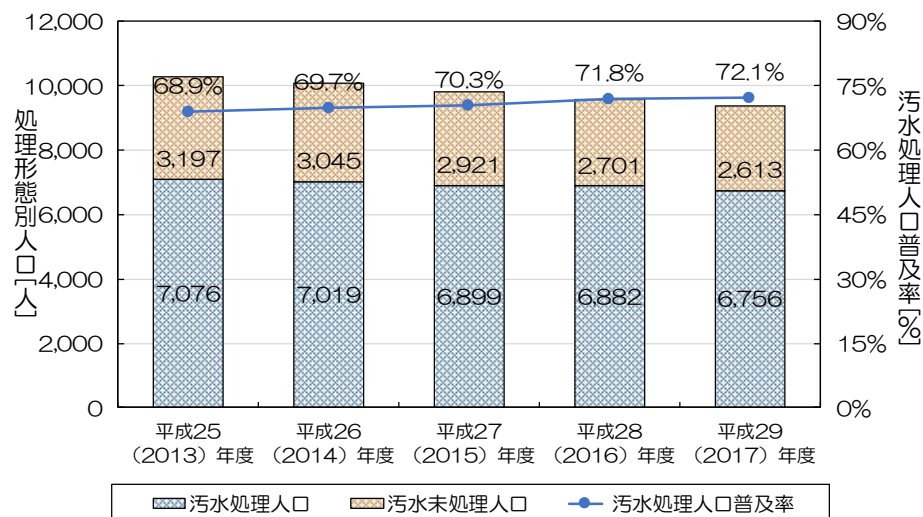


図 4-2-1 処理形態別人口の推移

表 4-2-1 処理形態別人口の推移

項目		平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
汚水処理人口	人	7,076	7,019	6,899	6,882	6,756
下水道処理人口	人	0	0	0	0	0
農業集落排水処理人口	人	3,170	3,126	3,073	3,029	2,984
合併処理浄化槽人口	人	3,906	3,893	3,826	3,853	3,772
汚水未処理人口	人	3,197	3,045	2,921	2,701	2,613
単独処理 (みなし) 浄化槽人口	人	346	313	334	340	280
計画収集人口	人	2,179	2,088	1,978	2,066	2,045
自家処理人口	人	672	644	609	295	288
総人口	人	10,273	10,064	9,820	9,583	9,369
汚水処理人口普及率	%	68.9	69.7	70.3	71.8	72.1

1) 汚水処理人口普及率 = 汚水処理人口 ÷ 総人口 × 100

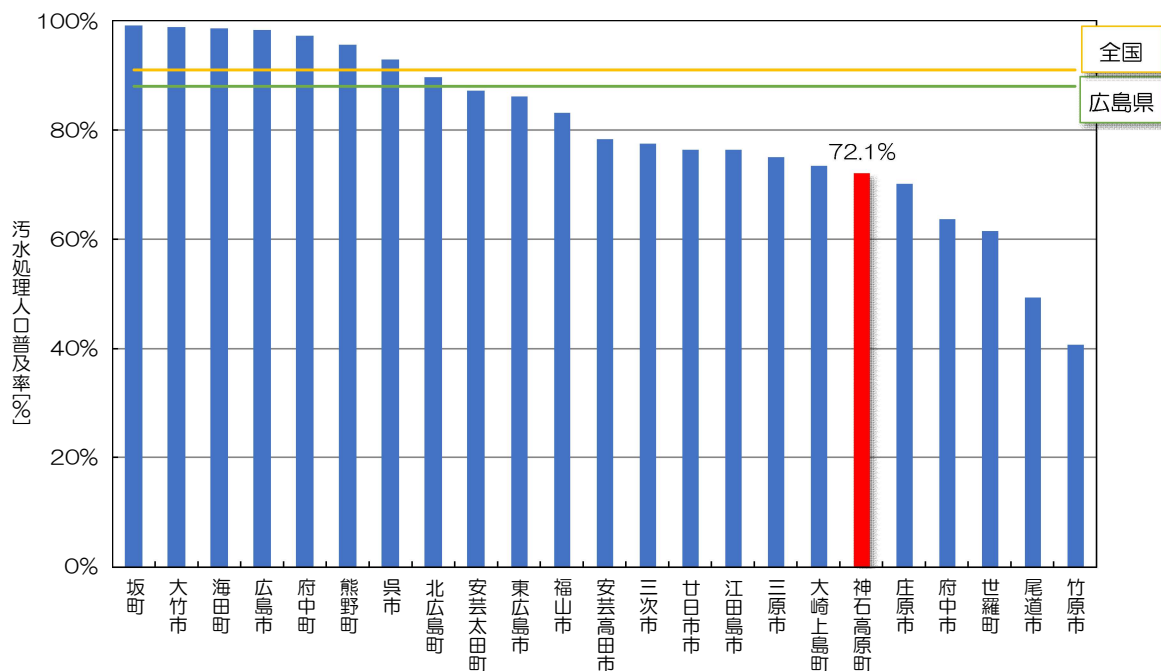


図 4-2-2 県内自治体との比較（汚水処理人口普及率）
出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 29（2017）年度）

2.2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量

し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の排出量の推移は図 4-2-2 に示すとおりである。

し尿排出量は減少傾向、浄化槽汚泥排出量は増加傾向で推移している。また、住民 1 人 1 日当たりの排出量²⁾～³⁾は、し尿排出量は微減傾向、浄化槽汚泥排出量は増加傾向で推移している。

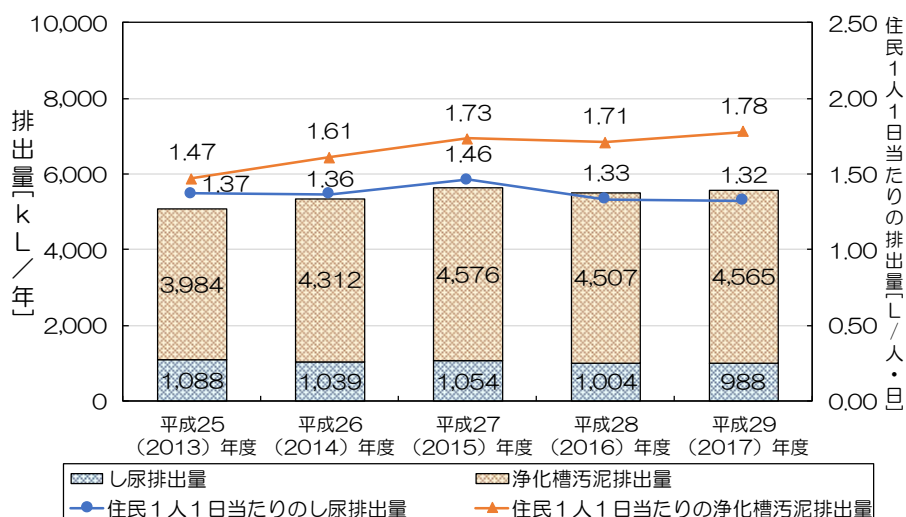


図 4-2-2 し尿等の排出量の推移

2) 住民 1 人 1 日当たりのし尿排出量 = し尿排出量 × 10³ ÷ 計画収集人口 ÷ 365 × 100

3) 住民 1 人 1 日当たりの浄化槽汚泥排出量 = 浄化槽汚泥排出量 × 10³ ÷ (農業集落排水処理人口 + 合併処理浄化槽人口 + 単独 (みなし) 処理浄化槽人口) ÷ 365 × 100

2.3 し尿等の処理費

し尿等の処理費の推移は、図 4-2-3 及び図 4-2-4 に示すとおりである。

し尿等の処理費は、し尿処理施設の建設・改良費の影響で平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度において高額になっている。また、1kL 当たりのし尿等の処理費⁴⁾ は、約 0.9 万円～1.0 万円の範囲で推移しているが、県内自治体の中で 13 番目に高い。

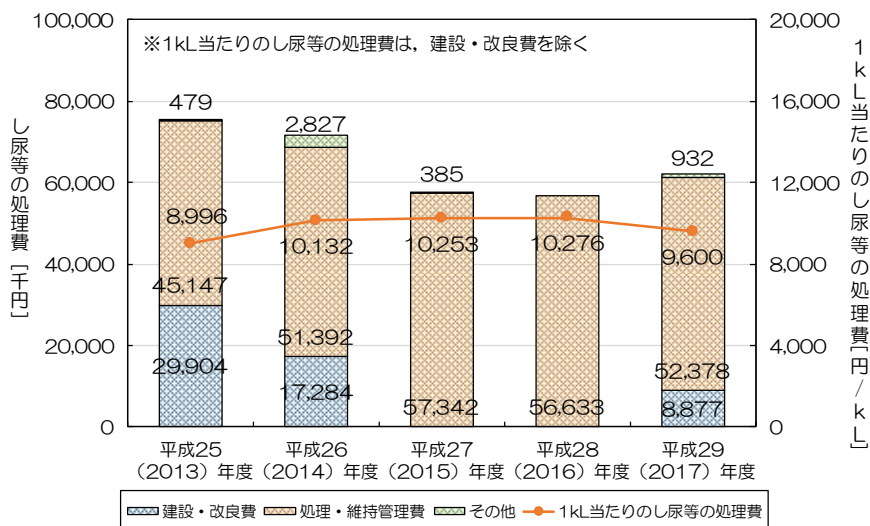


図 4-2-3 し尿等の処理費の推移

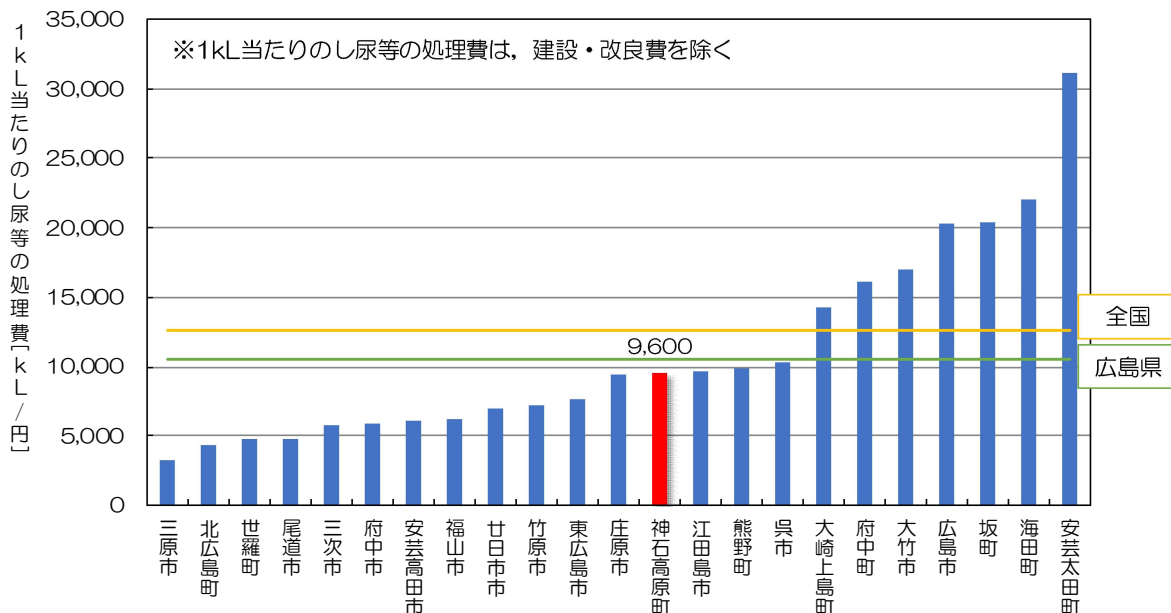


図 4-2-4 県内自治体との比較（1kL 当たりのし尿等の処理費）

出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 29（2017）年度）

4) 1kL 当たりのし尿等の処理費 = (し尿等の処理費 - 建設・改良費) ÷ し尿等の排出量 [kL/年]

3 生活排水処理の将来推計

3.1 処理形態別人口の将来推計（現状趨勢）

処理形態別人口の将来推計（現状趨勢）は、図 4-3-1 に示すとおりである。

総人口の減少に伴い、全ての処理形態別人口において減少傾向で推移する見込みである。一方、合併処理浄化槽人口の割合は増加傾向で推移すると見込まれることから、汚水処理人口普及率は微増傾向で推移する見込みである。

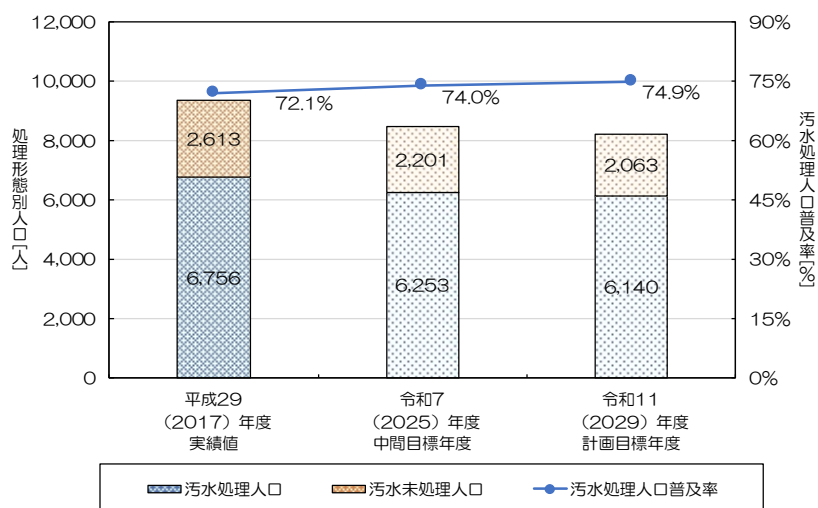


図 4-3-1 処理形態別人口の将来推計（現状趨勢）

表 4-3-1 処理形態別人口の将来推計（現状趨勢）

項目		平成 29 (2017) 年度 実績値	令和 7 (2025) 年度 中間目標年度	令和 11 (2029) 年度 計画目標年度
汚水処理人口	人	6,756	6,253	6,139
下水道処理人口	人	0	0	0
農業集落排水処理人口	人	2,984	2,675	2,594
合併処理浄化槽人口	人	3,772	3,578	3,546
汚水未処理人口	人	2,613	2,201	2,063
単独処理（みなし）浄化槽人口	人	280	231	206
計画収集人口	人	2,045	1,723	1,625
自家処理人口	人	288	247	232
総人口	人	9,369	8,454	8,202
汚水処理人口普及率	%	72.1	74.0	74.8

3.2 し尿等の排出量の将来推計（現状趨勢）

し尿等の将来推計（現状趨勢）は図 4-3-2 に示すとおりである。

し尿排出量は、1 人 1 日当たりの排出量及び計画収集人口の減少に伴い、減少傾向で推移すると見込まれる。

浄化槽汚泥排出量は、1 人 1 日当たりの排出量が増加するものの、浄化槽人口が減少するため、減少傾向で推移すると見込まれる。

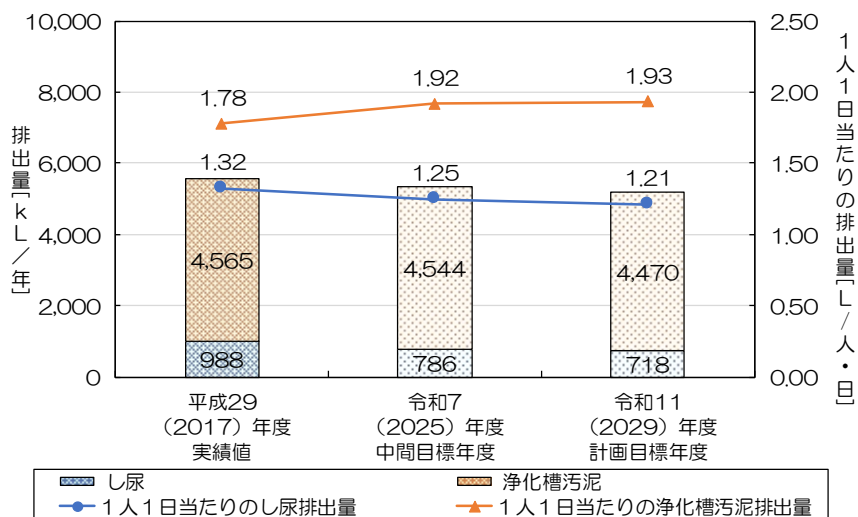


図 4-3-2 し尿等の将来推計（現状趨勢）

4 生活排水処理に係る評価

4.1 前計画の数値目標

前計画では、「生活排水処理率（汚水処理人口普及率と同義であるため、以下「汚水処理人口普及率」とする。）」について目標値が定められており、その数値目標は表 4-4-1 に示すとおりである。

表 4-4-1 前計画の数値目標

指 標	数値目標
汚水処理人口普及率	令和7（2025）年度までに80%以上とする。

4.2 数値目標の達成見込み

処理形態別人口（現状趨勢）の将来推計をふまえ、前計画の数値目標の達成見込みを評価した。前計画の達成見込みは表 4-4-2 に示すとおりである。

汚水処理人口普及率は増加で推移するものの、現状のままでは、前計画の数値目標の達成は困難である。

表 4-4-2 前計画の数値目標の達成見込み

指 標	令和7（2025）年度		達成見込み
	数値目標	推計値	
汚水処理人口普及率	80%以上	74.0%	困難

5 生活排水処理の課題

【1. 生活雑排水の適正処理に関する課題】

本町の汚水処理人口普及率は増加傾向にあり、平成 29（2017）年度では約 72%となっているが、前計画の数値目標を達成できない見込みである。また、広島県平均値（約 88%）を大幅に下回っており、県内自治体の中で6番目に低い。

このため、農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換を進め、生活雑排水の適正処理を推進する必要がある。

【2. 収集運搬及び中間処理に関する課題】

神石高原町し尿処理施設は、施設稼働開始後 40 年が経過している。「し尿処理施設精密機能検査報告書（平成 31（2019）年 3 月）」では、喫緊の課題等は挙げられていないが、経年劣化により補修や更新が必要な設備が多数存在するため、今後のし尿処理施設の整備方針を検討する必要がある。

収集運搬については、特にし尿の排出量が大幅に減少すると見込まれることをふまえた収集運搬体制の検討が必要である。

また、中間処理については、農業集落排水処理施設への接続及び合併処理浄化槽の普及に伴い、浄化槽汚泥の処理割合が上昇することをふまえ、神石高原町し尿処理施設の安定した処理の継続が必要である。

6 生活排水処理の数値目標と取組

6.1 基本方針

本計画の基本理念である「高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり」を実現するため、以下の2つの基本方針を定め、各種取組を効果的に推進する。

本計画では、住民・事業者・行政の各主体の協働により、取組を進め、公衆衛生の保全を図るものとする。

★基本理念：高原の特徴を生かした快適で魅力に満ちたまちづくり★

【基本方針1：適正な生活排水処理の推進】

適正な生活排水処理を推進するためには、神石高原町し尿処理施設の整備や維持管理を含め、地域特性に応じた生活排水処理を検討する必要がある。また、処理体制や処理の質的な面においても、様々な状況の変化に対応し、将来にわたり安定した処理を進めていくことが必要である。これらのことをふまえ、適正な生活排水処理を推進する。

【基本方針2：協働での取組の推進】

生活排水処理の適正化に向けては、住民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任に応じて相互に協力・連携し、総力を挙げて取り組む必要がある。これらのことをふまえ、協働での取組により、効率的・効果的に生活排水処理を推進する。

6.2 数値目標

6.2.1 指標の設定

前計画における数値目標に関する指標は「汚水処理人口普及率」となっている。また、国や広島県においても汚水処理人口普及率に基づき、生活排水処理施設の整備の進捗状況の評価が行われている。

このため、本計画においても前計画や国や広島県との整合を図り、「汚水処理人口普及率」を数値目標の指標として設定する。

指標：汚水処理人口普及率

6.2.2 数値目標

生活排水処理に関する数値目標は、神石高原町総合計画と整合を図り、以下のとおり設定した。

数値目標	<p>【指標】 汚水処理人口普及率</p> <p>【目標値】 令和6（2024）年度までに 87%以上とし、以降も継続させ令和11（2029）年度に 87%以上を維持させる。</p> <p>現状値（平成29（2017）年度）：72.1%</p> <p>目標値（令和11（2029）年度）：87%以上</p>
------	---

6.3 数値目標を考慮した処理形態別人口及びし尿等の将来推計

6.3.1 処理形態別人口の将来推計（目標達成時）

目標達成時における処理形態別人口の将来推計は、表 4-6-1 に示すとおりである。

本町では、農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換を推進させ、令和11（2029）年度において汚水処理人口普及率が87%以上となる。

表 4-6-1 処理形態別人口の将来推計（目標達成時）

項目		平成 29 (2017) 年度 実績値	令和 7 (2025) 年度 中間目標年度		令和 11 (2029) 年度 計画目標年度	
			現状趨勢	目標達成	現状趨勢	目標達成
汚水処理人口[人]	人	6,756	6,253	7,355	6,139	7,136
下水道処理人口	人	0	0	0	0	0
農業集落排水処理人口	人	2,984	2,675	2,675	2,594	2,594
合併処理浄化槽人口	人	3,772	3,578	4,680	3,546	4,542
汚水未処理人口 [人]	人	2,613	2,201	1,099	2,063	1,066
単独処理（みなし）浄化槽人口	人	280	231	101	206	94
計画収集人口	人	2,045	1,723	752	1,625	741
自家処理人口	人	288	247	247	232	232
総人口 [人]	人	9,369	8,454	8,454	8,202	8,202
汚水処理人口普及率 [%]	%	72.1	74.0	87.0	74.8	87.0

6.3.2 し尿等の排出量の将来推計（目標達成時）

目標達成時におけるし尿等の排出量の将来推計は、表 4-6-2 に示すとおりである。

本町では、農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換の推進により、浄化槽汚泥排出量は平成 29（2017）年度に比べて増加し、し尿排出量は減少すると見込まれる。

表 4-6-2 し尿等の排出量の将来推計（目標達成時）

		平成 29 (2017) 年度 実績値	令和 7 (2025) 年度 中間目標年度		令和 11 (2029) 年度 計画目標年度	
			現状趨勢	目標達成	現状趨勢	目標達成
し尿排出量	kL/年	988	786	343	718	327
計画収集人口	人	2,045	1,723	752	1,625	741
1人1日当たりのし尿排出量	L/人・日	1.32	1.25	1.25	1.21	1.21
浄化槽汚泥排出量	kL/年	4,565	4,544	5,225	4,470	5,093
浄化槽人口※	人	7,036	6,484	7,456	6,346	7,230
1人1日当たりの浄化槽汚泥排出量	L/人・日	1.78	1.92	1.92	1.93	1.93

※浄化槽人口＝農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口＋単独（みなし）処理浄化槽人口

6.4 取組の内容

6.4.1 取組の体系

本計画では、これまで実施してきた取組を継続するとともに、新たな取組を取り入れ、数値目標の達成を目指す。

数値目標の達成に向けた取組は、表 4-6-3 に示すとおりである。

表 4-6-3 取組の体系

基本方針	取組番号	主な取組内容	方向性
適正な生活排水処理の推進	1	生活雑排水の適正処理の推進	意識啓発
	2	新たな中間処理体制の構築【新規】	仕組みづくり
	3	効率的な収集運搬の推進	仕組みづくり
協働での取組の推進	4	合併処理浄化槽の導入の推進	仕組みづくり
	5	適正な維持管理の推進	意識啓発

6.4.2 取組の具体的内容

【基本方針1：適正な生活排水処理の推進】

〈取組番号1：生活雑排水の適正処理の推進〉

環境省公表データ「生活排水読本」では、生活排水の汚れのうち、約30%がし尿、残り約70%は炊事、食器洗い、洗濯及び風呂等による生活雑排水とされる。特に、食用油や調理くず等は農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽に大きな負荷を与え、処理効率の低下や配管の詰まりを引き起こす原因となる。

このため、生活雑排水の適正処理に向け、台所や洗濯での対策等の周知徹底を図り、住民・事業者の協力を促すものとする。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	➤ 生活雑排水の適正処理に向けた情報提供をする。
住民・事業者	➤ 生活雑排水の適正処理に積極的に取り組む。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
生活雑排水の適正処理に向けた情報提供	継続						

★参考：生活雑排水の汚れ★

住民1人1日当たりの生活排水の汚れ（BOD⁵）は、43g/人・日であり、そのうち約40%が調理過程による排水とされている。

魚が住める水質（5mg/人・日以下）にするために必要な水の量は、右図のとおりである。

項目	水の汚れ (BOD [g])	魚が住める水質にするために必要な水の量 [L]	バスタブ(300L)に換算すると・・・
使用済てんぷら油 (20ml)	30	6,000	⇒ 20杯分
マヨネーズ 大さじ1杯(15ml)	20	3,900	⇒ 13杯分
牛乳 コップ1杯(200ml)	16	3,300	⇒ 11杯分
ビール コップ1杯(180ml)	15	3,000	⇒ 10杯分
1回目の米のとぎ汁 (500ml)	6	1,200	⇒ 4杯分
シャンプー 1回分(4.5ml)	1	200	⇒ 0.67杯分
台所用洗剤 1回分(4.5ml)	1	200	⇒ 0.67杯分

出典：環境省生活排水読本

5) BOD（生物化学的酸素要求量）は、水中の微生物が汚れを分解する際に必要となる酸素量を指し、数値が大きいほど汚れが大きいとされる。

★参考：生活雑排水対策例★

《台所での対策例》

- 調理の手順を工夫し、無駄なく水を使用する。
- 水切り袋や三角コーナーを利用し、調理くずや食べ残しが流れるの防ぐ。
- 食器や鍋の油汚れは、流す前に紙等で拭き取る。
- 食器を洗うときは、洗い桶等を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使用する。
- 米のとぎ汁は植木の水やり、庭の木や畑に利用する。
- 油は出来るだけ流さず使い切る。やむを得ず捨てる際は、古新聞・布等に吸わせてから捨てる。

《洗濯及びお風呂での対策例》

- 洗濯の洗剤や石けんは適量を使用する。
- 入浴の際に、石けん、シャンプー、リンスは適量を使用する。
- お風呂の残り湯は、洗濯や掃除に再利用する。

出典：環境省生活排水読本

《取組番号2：新たな中間処理体制の構築【新規】》

平成 30（2018）年度に実施した神石高原町し尿処理施設の精密機能検査では、施設の更新については触れられていないが、竣工から 40 年が経過し、一般的には更新時期を迎えている。通常、し尿処理施設の整備には 10 年程度の期間を要するため、早期に神石高原町し尿処理施設の整備方針を検討する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	➤ し尿処理施設の現状やし尿等の排出量の動向を見据え、今後のし尿処理のあり方について検討を行う。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
中間処理のあり方についての検討						検討	

◆中間処理計画◆

運転管理形態：委託

処理方法：し尿処理施設で発生する汚泥は、乾燥汚泥として堆肥化し、し渣・沈砂等の残渣は、外部委託処理する。

《取組番号3：効率的な収集運搬の推進》

本町では、本町全域を対象としたし尿等の収集運搬を行っている。今後も現状の収集運搬体制を基本とするが、特にし尿排出量が減少することをふまえた効率的な収集運搬を推進する。

また、収集運搬時における臭気の発生や交通事故等の防止に向けた指導等を行う。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	<ul style="list-style-type: none"> ➤ し尿が大幅に減少することをふまえた効率的な収集運搬を推進する。 ➤ 臭気の発生や交通事故等の防止について、収集運搬業者への指導を行う。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 収集運搬車両からの臭気の漏洩等を防止した、円滑な収集に努める。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
効率的な収集運搬の推進	継続（必要に応じて検討）						
事業者への指導	継続						

◆収集運搬計画◆

収集区域：神石高原町全域

収集主体：し尿は直営，浄化槽汚泥は許可業者，農業集落排水汚泥は委託を基本とする。

【基本方針2：協働での取組の推進】


《取組番号4：合併処理浄化槽の導入の推進》

本町の生活排水は、農業集落排水処理施設と合併処理浄化槽により処理が行われているが、汚水処理人口普及率は72%程度に留まっている。本町における公衆衛生の保全に向け、交付金事業等の情報提供により、単独処理（みなし）浄化槽人口や計画収集人口に対して合併処理浄化槽への導入を推進する。また、農業集落排水処理区域内においては、農業集落排水処理施設への接続の啓発を行う。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	➤ 交付金制度等の周知を行い、合併処理浄化槽の導入を推進し、必要に応じて農業集落排水について接続を促す。
住民	➤ 合併処理浄化槽を整備する。もしくは、農業集落排水処理施設に接続する。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
合併処理浄化槽 の導入の推進	継続 						

《取組番号5：適正な維持管理の推進》

合併処理浄化槽は、微生物による処理を主体としており、定期的な管理を行い、処理能力の維持を図る必要がある。このため、浄化槽法に基づく定期的な維持管理について指導・周知を行う。

また、神石高原町し尿処理施設についても老朽化が進行していることから、定期点検や精密機能検査等による適正な維持管理を推進する。

◆各主体の取組◆

主体	取組内容
行政	➤ 浄化槽法に基づく定期的な維持管理について指導・周知を行う。 ➤ 神石高原町し尿処理施設の適正な維持管理を推進する。
住民・事業者	➤ 浄化槽法に基づく定期的な維持管理を行う。

◆取組のスケジュール◆

	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和11 (2029) 年度
合併処理浄化槽 の維持管理に関 する情報提供	継続						
神石高原町し尿 処理施設の適正 な維持管理	継続						

★参考：合併処理浄化槽管理の流れ★

合併処理浄化槽は、法令で定められた検査・点検等を行う必要がある。

	法定検査 (浄化槽法第7条)	保守点検 (調整・修理)	清掃 (汚泥の引抜等)	法定検査 (浄化槽法第11条)
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外観検査 ➢ 水質検査 ➢ 書類検査 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 汚泥の堆積状況確認 ➢ ブロワ等の機器点検 ➢ 消毒剤の補充 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 汚泥の引抜 ➢ 装置の洗浄 ➢ 異常の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 外観検査 ➢ 水質検査 ➢ 書類検査
概要	工事が適正に完了し、浄化槽が本来の機能を発揮しているかを検査	浄化槽の機能を維持	浄化槽の機能を回復	保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査
実施者	指定検査機関	浄化槽管理士または保守点検業者	浄化槽清掃業の許可業者	指定検査機関
実施期間	浄化槽使用後3～5か月以内に1回	4ヶ月に1回以上	1年に1回以上	1年に1回定期的

出典：環境省 浄化槽サイト

第5章 計画の進捗管理



1 PDCA サイクル

本計画の進捗管理は、図 5-1-1 に示すとおり Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCA サイクルにより継続的に計画の点検・評価、見直しを行う。

【一般廃棄物処理基本計画の策定（Plan）】

一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、計画の目的及び数値目標について住民・事業者に明確に説明し、理解と協力を得られるよう努める。策定後は、ホームページへの掲載や広報活動により、廃棄物処理業者、排出事業者、住民等に広く周知する。

【施策の実行（Do）】

一般廃棄物処理基本計画に従い、一般廃棄物の減量化及び資源化等に関する取組を行うとともに、生活環境の保全上支障が生じないよう適正な処理を行う。

【評価（Check）】

一般廃棄物処理に係る数値目標及び取組実施状況から、一般廃棄物処理基本計画の進捗度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を住民に公表する。

【見直し（Act）】

評価をふまえ、概ね 5～6 年毎に一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、必要に応じて改訂を行う。改訂計画は、住民・事業者に説明し、理解と協力を得られるよう努める。

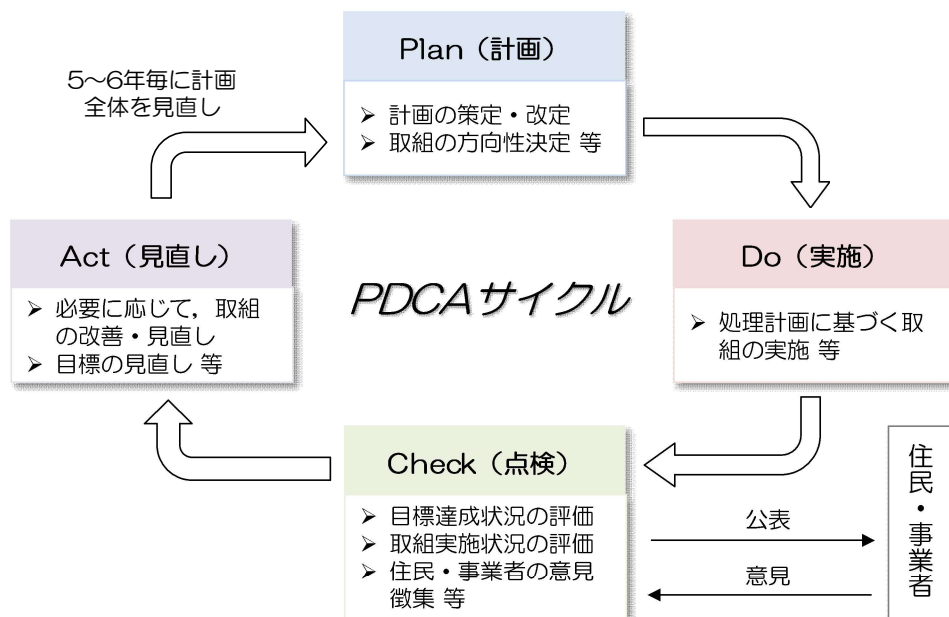


図 5-1-1 PDCA サイクルの流れ

2 ごみ処理に係る補足指標

本計画では、ごみ処理に係る指標値の分析及び解釈をより綿密に行うため、指標をさらに詳細な内訳段階に分解した補足指標を設定する。

ごみ処理に係る補足指標の内容は、表 5-2-1 に示すとおりである。

また、数値目標及び補足指標のまとめは、表 5-2-2 に示すとおりである。

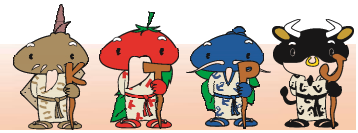
表 5-2-1 補足指標の内容

指標	補足指標
Ⅰ. 住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量	i 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）
	ii 事業系ごみ排出量
Ⅱ. リサイクル率（灰の資源化を含む）	iii リサイクル率（灰の資源化を除く）
Ⅲ. 最終処分量	iv 直接最終処分量
	v 処理後最終処分量

表 5-2-2 数値目標及び補足指標のまとめ

		平成 29 (2017)年度 実績値	令和 7 (2025)年度 中間目標年度	令和 11 (2029)年度 計画目標年度
住民 1 人 1 日当たりのごみ総排出量	g/人・日	476.7	469.3	465.0
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	g/人・日	336.1	335.7	329.0
事業系ごみ排出量	t/年	113	57	57
リサイクル率（灰の資源化含む）	%	53.4	36.2	36.8
リサイクル率（灰の資源化を除く）	%	24.7	26.3	26.9
最終処分量	%	11.0	2.9	2.9
直接最終処分量	t/年	0	0	0
処理後最終処分量	t/年	179	42	41

用語説明



【 あ行 】

➤ RDF（あーるでいーえふ）

ごみ固形燃料（Refuse Derived Fuel）の略称で、生ごみやプラスチックごみを固形燃料にしたものを指す。

➤ 委託収集（いたくしゅうしゅう）

町内から発生する家庭系ごみを、町が民間事業者（収集運搬の許可業者）に委託して収集することを指す。

➤ 一般廃棄物（いっばんはいきぶつ）

産業廃棄物以外の廃棄物を指す。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。

「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生ずる「家庭系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生ずる「事業系ごみ」に分類される。

「し尿」は人から排出される大小便のことを指す。

➤ 一般廃棄物処理基本計画（いっばんはいきぶつしよきほんけいかく）

廃棄物処理法第六条一項で規定される、市町村が定めなければならない当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を指す。

計画の主な内容として、①発生量及び処理量の見込み、②排出抑制の方策、③種類及び分別区分、④適正処理の方法及び実施者、⑤処理施設の整備、⑥その他関連する事項が挙げられる。

また、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」がある。

➤ SDGs（エスディーゼズ）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことを指す。17のゴール・169のターゲットから構成される。

➤ 汚水処理人口（おすいしよりんこう）

下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を指す。

【 か行 】

➤ 家庭系ごみ（かていけいごみ）

一般廃棄物のうち、家庭生活の中から発生する廃棄物のことを指す。

本町における家庭系ごみは、燃やしてよいごみ、不燃物、粗大ごみ、有害ごみ、缶類、ビン類、容器や包装のプラスチック、資源化しているごみの8区分を指す。

➤ 家電リサイクル法（かでんりさいくるほう）

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン・テレビをリサイクルするために消費者・家電小売店・家電メーカー等のそれぞれの果たす役割を規定した法律を指す。

➤ 環境基本法（かんきょうきほんほう）

環境保全についての基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにすると共に、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律を指す。

➤ 感染性一般廃棄物（かんせんせい いっばんはいきぶつ）

一般廃棄物のうち、主に病院等から発生する感染性のある廃棄物を指す。

➤ 許可収集（きよかしゅうしゅう）

町内から発生する一般廃棄物について、町から許可を得た民間事業者がごみを収集運搬することを指す。

➤ 拠点回収（きよてんかいしゅう）

町の公共施設やスーパー等に資源の回収BOXを設置し、小型家電や有害ごみを回収（拠点回収方式）することを指す。回収日等の規定がなく、いつでも出せる、立ち寄ったついでに

出せるといった特徴がある。

➤ **計画収集人口（けいかくしゅうしゅうじんこう）**

貯留された汚物をくみ取る方式のトイレを使用している人口を指す。

➤ **建設リサイクル法（けんせつりさいさいくほう）**

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、建設工事に伴って発生する土砂・コンクリート塊・アスファルト・建設発生木材等の建設廃棄物についての資源化を義務付けた法律を指す。

➤ **広域処理（こういきしゅり）**

隣接する市町やごみ処理施設においては、施設を統合・集約して処理を行うことで、経済面や環境面において有効であることが分かっている。神石高原町・福山市・府中市では、令和6（2024）年度から、福山市次期ごみ処理施設での広域処理が計画されている。

➤ **ごみ処理基本計画（ごみしゅりきほんけいかく）**

一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する事項について定めた計画を指す。

➤ **ごみ総排出量（ごみそうはいしゅつりょう）**

町が分別収集を行ったごみ及び処理施設に直接持ち込まれたごみ（排出量）と、集団回収で集められた資源の総量を指す。

【 さ行 】

➤ **災害廃棄物（さいがいはいきぶつ）**

地震や洪水等の災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことを指す。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずの他、家財道具等も含まれる。

➤ **災害廃棄物処理計画（さいがいはいきぶつしゅりけいかく）**

災害廃棄物の処理について定めた計画を指す。

➤ **最終処分（さいしゅうしよぶん）**

廃棄されたもののうちリユース（再利用）、リサイクル（再生利用）が出来ないものを最終処分場にて埋立処分することを指す。

➤ **産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）**

廃棄物処理法第二条四項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等政令で定める20種類の廃棄物を指す。

➤ **自家処理人口（じかしゅりじんこう）**

計画収集区域内で、本町で収集されていないし尿または浄化槽汚泥を自家肥料として用いるか、直接農家等に依頼して処分、または自ら処分している人口を指す。

➤ **事業系ごみ（じぎょうけいごみ）**

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物を指す。事業系ごみは、基本的に事業者の責任で適切に処理・処分されるものとしている。

➤ **資源有効利用促進法（しげんゆうこうりょうそくしんほう）**

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、環境への負荷が少ない循環型社会形成を目指し、資源の有効利用や廃棄物の発生抑制のため、再生資源や再生部品等利用促進を目的に制定された法律を指す。

➤ **自動車リサイクル法（じどうしゃりさいくほう）**

正式名称は「使用済み自動車の資源化等に関する法律」で、自動車の廃車時における適正処理とリサイクル及び再資源化の推進、環境保全等を目的として制定された法律を指す。

➤ **循環型社会形成推進基本法（じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう）**

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項等を規定した法律を指す。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、廃棄物等の①発生抑制(リデュース)、

②再使用（リユース），③再生利用（リサイクル），④熱回収，⑤適正処分の優先順位を明記しています。

➤ 浄化槽（じょうかそう）

家庭から排出される生活排水を処理する装置のことを指し，生活雑排水の処理を行わない単独処理浄化槽と，生活雑排水も含めた処理を行う合併処理浄化槽に大別される。

➤ 食品リサイクル法（しょくひんりさいくるほう）

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で，食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進する法律を指す。

➤ 食品ロス（しょくひんロス）

まだ食べることができる食品が，生産，製造，販売，消費等の各段階において日常的に廃棄されていることを指す。国においては，令和元（2019）年10月から「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され，食品ロスの削減を推進している。

➤ 処理残渣（しよりざんさ）

中間処理施設で処理された後に残った残りかすを指す

➤ 生活雑排水（せいかつざっぱいすい）

日常生活における台所，風呂，洗濯等からの排水を指す。

➤ 生活排水処理基本計画（せいかつはいすいしよりきほんけいかく）

一般廃棄物処理基本計画のうち，生活排水に関する事項について定めた計画を指す。

➤ 総資源化量（そうしげんかりょう）

総資源化量とは，資源化したごみの量を言い，具体的には，金属類，ペットボトル，紙類等を資源化した量，燃やしてよいごみを処理しRDFとして再利用した量等を指す。

【 た行 】

➤ 中間処理（ちゅうかんしより）

ごみ固形燃料化施設・破砕設備・金属圧縮設

備等の廃棄物の減容化・減量化を行う処理のことを指す。

➤ 適正処理困難物（てきせいしよりこんなんぶつ）

市町村が処理する廃棄物のうち環境大臣が指定する適正処理が困難な品目を指す。本町の適正処理困難物は，産業廃棄物，医療系廃棄物，タイヤ，農業用ビニール，コンクリート塊，農薬，劇毒物，バッテリー，乗用大型農機具，ガスボンベ，消火器，燃料，機械の廃油，塗料，焼却灰，自動車，公共用地の草木の17品目が指定されている。

➤ 特別管理一般廃棄物（とくべつかんりいっばんはいきぶつ）

一般廃棄物のうち，爆発性・毒性・感染性・その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして，政令で指定されている廃棄物を指す。PCBが使用されている部品，ばいじん（集じん灰），感染性一般廃棄物が挙げられる。

【 な行 】

➤ 農業集落排水処理施設（のうぎょうしゅうらくはいすいしよりしせつ）

生活環境の向上・農業用水の水質保全等を目的として，農村地区の世帯における各家庭のトイレ・台所・風呂等から出た排水を処理し，川に戻す施設を指す。

【 は行 】

➤ 廃棄物（はいきぶつ）

ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物・不要物であって，固形状または液状のものを指す。

➤ 排出量（はいしゅつりょう）

町が分別収集を行ったごみ及び処理施設に直接持ち込まれたごみの総量を指す。

➤ 廃棄物処理法（はいきぶつしよりほう）

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的に制定された法律を指す。

➤ **ばいじん**

ごみの焼却等に伴って発生する排ガス中に含まれる「すす」や「ちり」のことを指す。

➤ **排出原単位（はいしゅつげんたんい）**

住民1人が1日で排出する家庭系ごみの排出量、事業所等が1日当たりで排出する事業系ごみの排出量を指す。

➤ **PCB（ピーシービー）**

ポリ塩化ビフェニル（polychlorinated biphenyl）の略称で、熱に対して安定し、電気絶縁性が高く、対薬品性に優れるが、生体に対する毒性が高い物質を指す。

➤ **PDCA サイクル（ピーでいーしーえーさいくる）**

Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、このサイクルを繰り返すことにより、計画の進行状況を確認・把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図っていく管理手法を指す。

【 や行 】

➤ **容器包装リサイクル法（ようきほうそうりさいくるほう）**

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で、家庭から出る容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律を指す。法律で指定する容器包装（ガラス瓶・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装）について、消費者、市町村、事業者間の役割分担を規定している。


【 ら行 】

➤ **リサイクル率（りさいくるりつ）**

排出されたごみ総排出量（ごみ排出量及び総資源化量）に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のことを指す。資源化率・再生利用率とも表現される。

➤ **類似団体（るいじだんたい）**

類似団体は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」を基に設定される。



神石高原町一般廃棄物処理基本計画

令和2(2020年)3月

神石高原町環境衛生課